

費用の配賦・レートメーク

平成25年12月
中部電力株式会社

目次1:費用の配賦(個別原価計算)

1. 費用の配賦 (個別原価計算)	
1-1 費用の配賦(個別原価計算)の概要	… 5
1-2 個別原価計算フロー	… 6
1-3 9部門整理	…11
1-4 一般管理費等の配分	…13
(参考) 一般管理費等の配分に係る事業者設定基準の設定	…15
1-5 アンシラリーサービス費の算定	…18
1-6 変電費の配分	…19
1-7 配電費の配分	…20
1-8 販売費の配分	…21
1-9 ネットワーク給電費／非ネットワーク給電費の配分	…22
1-10 固定費／可変費への配分・整理	…23
1-11 各需要種別への原価配分	…26
(参考) 2:1:1比と2:1比の算定式	…28
(参考) 2:1:1比と2:1比の算定結果	…29
(参考) 電圧別最大電力の算定方法	…30
1-12 保留原価の配分	…31
1-13 今回申請原価の具体的配分結果	…32
(参考) 規制／自由化部門の原価配分と部門別収支	…33
(参考) 電気をお届けするまでの流れと費用の発生源	…34

目次2:レートメイク

2. レートメイク

2-1	供給約款および選択約款	…36
2-2	レートメイクの基本的な考え方	…37
2-3	主な料金制の種類	…38
2-4	基本料金と電力量料金の基本的考え方	…40
2-5	3段階料金制	…41
2-6	夜間時間帯の料金単価の設定方法	…44
2-7	主な契約種別の料金単価	…45
2-8	料金収入の想定	…47
2-9	規制部門の原価と想定料金収入の関係	…50
2-10	料金のお支払い制度の変更	…51
2-11	規制部門の料金(ピークシフト電灯の設定)	…52
2-12	規制部門の料金(選択約款の見直し)	…53
2-13	ご加入条件の見直しおよび新たな料金メニュー設定にともなう契約変更の影響	…54
(参考)	料金メニューの概要	…55
(参考)	需要想定と需要実績	…69
2-14	お客さまへのご説明について	…70
(参考)	お客さまのお役に立つ情報・お問い合わせ窓口のご案内	…72
(参考)	お客さまへのご説明状況等	…74

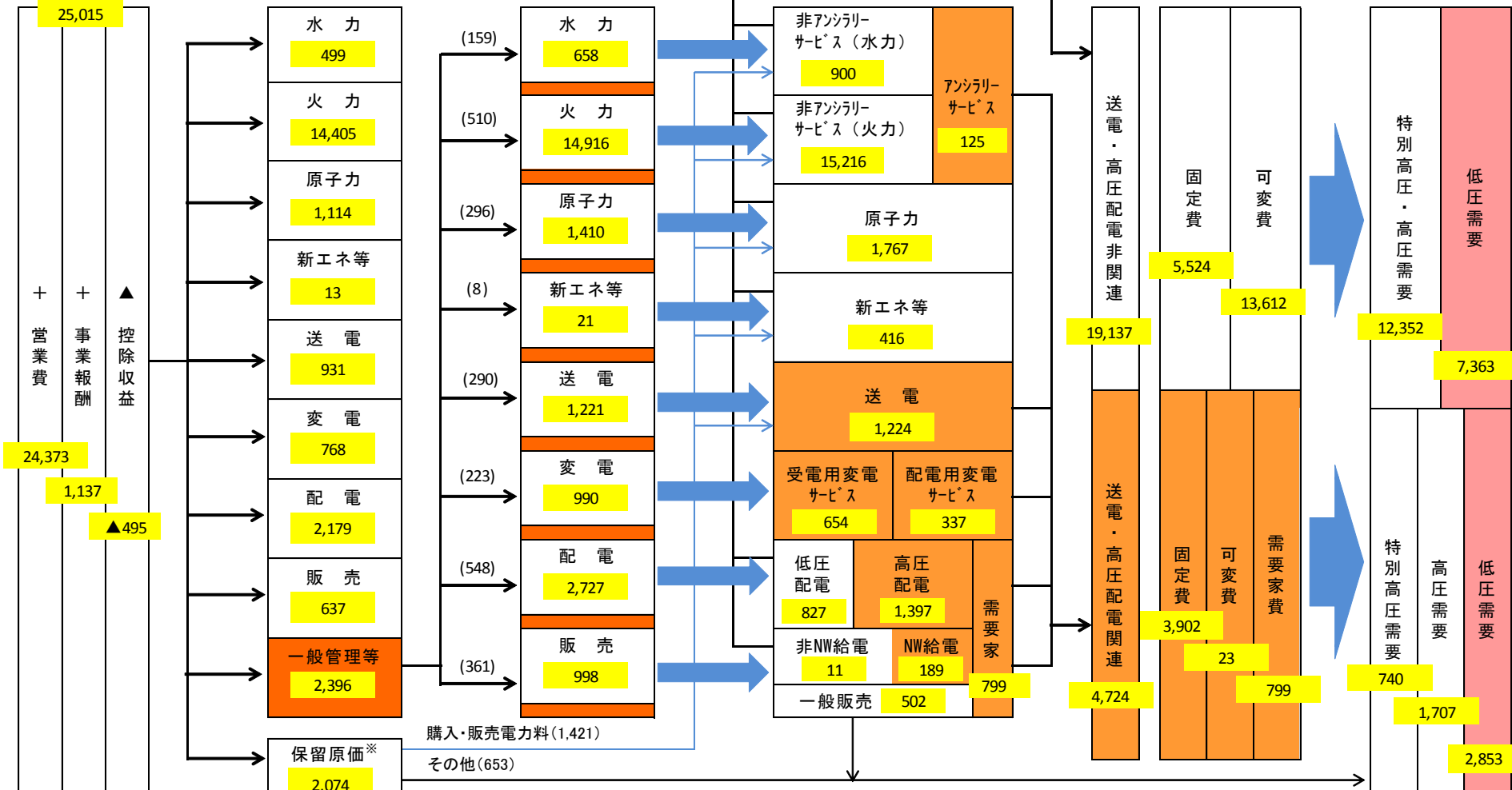
1. 費用の配賦 (個別原価計算)

1-1. 費用の配賦(個別原価計算)の概要

- 個別原価計算とは、費目ごとに積み上げた会社全体の原価(総原価)を、その機能や性質に応じて、規制部門(低圧需要)と自由化部門(高圧・特別高圧需要)に配賦するプロセスであり、経済産業省令(一般電気事業供給約款料金算定規則)に計算ルールが詳細に規定されております。

【総原価】

※単位は億円、H26～28年度平均



※保留原価：使用済燃料再処理等既発電費、購入・販売電力料、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息、追加事業報酬

1-2. 個別原価計算フロー ①

6

※単位は億円、H26～28年度平均。
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
(以降のページも同じ)

1. 総原価の算定
(2条～5条)
様式第一・第二

原価算定期間 (26～28年度)			3条	4条	5条	
総原価		=	営業費	事業報酬	控除収益	
25,015			24,373	1,137	▲495	※控除収益のうち、託送収益は接続供給託送収益除き
基礎原価等項目			保留原価	〔 使用済燃料再処理等既発電費、地帯間・他社(購入費・販売料)、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息 〕		
22,941			2,074			

2. 9部門整理
(6条1項)

スライド12

9部門整理表	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理等	計
固有	499	14,405	1,114	13	931	768	2,179	637	2,396	22,941

スライド14～16

3. 一般管理費等のABCによる配分
(6条2項)

別表第二に掲げる基準
※一部、事業者基準を設定

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理等	計
一般管理	159	510	296	8	290	223	548	361	▲2,396	—

4. 第一次整理原価
[8部門整理]

(6条3項)
様式第三

8部門整理表	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理等	計
固有	499	14,405	1,114	13	931	768	2,179	637	2,396	22,941
一般管理	159	510	296	8	290	223	548	361	▲2,396	0
計	658	14,916	1,410	21	1,221	990	2,727	998	0	22,941

5. ABCによる機能別配分
(6条4・5項)

別表第二に掲げる基準
※一部、事業者基準を設定
様式第四

水力アンシラー	火力アンシラー	受電用変電	需要家	給電	NW給電
19	106	654	503	200	189
水力非アンシラー	火力非アンシラー	配電用変電	高圧配電	需要家	非NW給電
639	14,809	337	1,397	296	11
スライド18		低圧配電	一般販売	スライド22	
		827	502		

※一般販売は保留原価へ

1-2. 個別原価計算フロー ②

・アンシラリーサービス費	…	供給区域内の周波数の値の維持に係る費用
・受電用変電サービス費	…	特別高圧・高圧・低圧のいずれの需要にも応じて使用される変電設備費（変電所二次側電圧7kV超）
・配電用変電サービス費	…	高圧・低圧のみの需要に応じて使用される変電設備費（変電所二次側電圧7kV以下）
・高圧配電費	…	高圧・低圧のいずれの需要にも応じて使用される配電設備費（高圧配電線路等に係る費用）
・低圧配電費	…	低圧需要のみに応じて使用される配電設備費（柱上変圧器等に係る費用）
・需要家費	…	引込線、計器、電流制限器、屋内配線調査・測定、検針、集金、調定に係る費用
・NW給電費	…	自らの需給に対する給電以外に係る給電設備費 （中央給電指令所等の費用のうち自社需要に応じた需給運用計画の策定、運用に相当する費用を除いたもの）
・一般販売費	…	自らの小売需要家に対する販売活動に係る費用

6. 第二次整理原価

[送電・高圧配電関連費]

（6条7項, 7条1項）

7. 同 固定費・可変費配分

（8条1・3・4項）

指定（一部、事業者基準を設定）

様式第五

	水力アンシラリー	火力アンシラリー	総送電	受電用変電	配電用変電	高圧配電	NW給電	需要家	計
自社分	19	106	1,221	654	337	1,397	189	799	4,721
購入販売※	—	—	2	—	—	—	—	—	2
計	19	106	1,224	654	337	1,397	189	799	4,724
固定費	19	106	1,206	653	336	1,394	187	—	3,902
可変費	—	—	18	1	0	3	1	—	23
需要家費	—	—	—	—	—	—	—	799	799

※保留原価より

スライド24

8. 第二次整理原価

[送電・高圧配電非関連費]

（6条6項, 7条2項）

9. 同 固定費・可変費配分

（8条2・3・4項）

指定（一部、事業者基準を設定）

様式第五

	水力総非アンシラリー	火力総非アンシラリー	総原子力	総新エネ等	低圧配電	非NW給電	合計
自社分	639	14,809	1,410	21	827	11	17,718
購入販売※	261	407	356	395	—	—	1,419
計	900	15,216	1,767	416	827	11	19,137
固定費	811	2,180	1,676	21	825	11	5,524
可変費	89	13,035	90	395	2	0	13,612

※保留原価より

1-2. 個別原価計算フロー ③

スライド26～30

10. 送電・高圧配電関連需要 (9条)		<固定費配分比(2:1:1)(2:1)>		<可変費配分比(発受電量比)>		<需要家費配分比(口数比)>	<販売電力量比>
	低圧	36.67%	64.86%	32.86%	47.21%	98.90%	31.72%
指定(一部、事業者基準を設定)	高圧	37.92%	35.14%	36.74%	52.79%	1.08%	37.10%
様式第六	特高	25.41%		30.40%		0.01%	31.19%
		↑①	↑②	↑③	↑④	↑⑤	↑⑥

11. 送電・高圧配電非関連需要 (9条の2)	<固定費配分比(2:1:1)>		<可変費配分比(発受電量比)>					
指定(一部、事業者基準を設定) 様式第六の二	低圧	37.48% 100.00%	水力 32.68%	火力 33.65%	原子力 33.71%	新エネ等 28.53%	発受電量比 33.41%	100.00%
	特高・高圧	62.52%	67.32%	66.35%	66.29%	71.47%	66.59%	
		↑⑦ ↑⑧	↑⑨	↑⑩	↑⑪	↑⑫	↑⑬	↑⑭

12. 送電・高圧配電関連費の 需要種別への配分 (10条1項1号)	水力アンゾラー	火力アンゾラー	総送電	受電用変電	配電用変電	高圧配電	NW給電	需要家費	計
低圧固定費	7	39	442	239	218	904	69	—	1,919
高圧固定費	① 7	① 40	① 457	① 248	② 118	② 490	① 71	—	1,431
特高固定費	5	27	306	166	—	—	48	—	552
固定費計	19	106	1,206	653	336	1,394	187	—	3,902
低圧可変費	—	—	6	0	0	1	0	—	8
高圧可変費	—	③ —	③ 6	③ 0	④ 0	④ 1	③ 1	—	9
特高可変費	—	—	5	0	—	—	0	—	6
可変費計	—	—	18	1	0	3	1	—	23
低圧需要家費	—	—	—	—	—	—	—	737	737
高圧需要家費	—	—	—	—	—	—	—	⑤ 54	54
特高需要家費	—	—	—	—	—	—	—	※ 7	7
需要家費計	—	—	—	—	—	—	—	799	799
合計	19	106	1,224	654	337	1,397	189	799	4,724

※口数比および事業者基準により配分

13. 送電・高圧配電非関連費の 需要種別への配分 (10条1項2号)	水力総非アンゾラー	火力総非アンゾラー	総原子力	総新エネ等	低圧配電	非NW給電	計	固原有価比
低圧固定費	304	817	628	8	825	4	2,587	13.52%
特高・高圧固定費	⑦ 507	⑦ 1,363	⑦ 1,048	⑦ 13	—	7	2,938	15.35%
固定費計	811	2,180	1,676	21	825	11	5,524	
低圧可変費	29	4,386	30	113	2	0	4,560	23.83%
特高・高圧可変費	⑨ 60	⑩ 8,650	⑪ 60	⑫ 282	⑭ —	⑬ 0	9,052	47.30%
可変費計	89	13,035	90	395	2	0	13,612	
合計	900	15,216	1,767	416	827	11	19,137	

1-2. 個別原価計算フロー ④

9

14. 保留原価の配分（11条～16条）

スライド31

		電源開発 促進税 (11条)	バックエンド 託送回収分 (11条の2)	追加費用※1 (12条～ 12条の3)	一般販売費 (13条)	小計	左記までの 原価比 (第一次追加 項目の配分 比)	第一次追加 項目他※2 (14条～ 14条の5)	左記までの 原価比 (第二次追加 項目の配分 比)	第二次追加 項目※3 (15条)	総追加項目 (16条)	原価合計
送電・高圧配電 関連費	低圧固定費	—	—	▲ 7	—	▲ 7	(7.68%)	▲ 17	(7.67%)	24	1	1,919
	高圧固定費	—	—	▲ 7	—	▲ 7	(5.72%)	▲ 13	(5.72%)	18	▲ 2	1,430
	特高固定費	—	—	▲ 5	—	▲ 5	(2.20%)	▲ 7	(2.19%)	7	▲ 5	547
	低圧可変費	153	30	0	—	184	(0.77%)	▲ 2	(0.77%)	2	184	192
	高圧可変費	179	34	0	—	213	(0.89%)	▲ 2	(0.89%)	3	214	223
	特高可変費	150	28	0	—	179	(0.74%)	▲ 2	(0.74%)	2	180	186
	低圧需要家費	—	—	—	—	0	(2.96%)	▲ 6	(2.96%)	9	3	741
	高圧需要家費	—	—	—	—	0	(0.22%)	▲ 0	(0.22%)	1	0	54
	特高需要家費	—	—	—	—	0	(0.03%)	▲ 0	(0.03%)	0	0	7
送電・高圧配電 非関連費	低圧固定費	—	—	—	68	68	(10.66%)	▲ 22	(10.66%)	33	79	2,666
	特高・高圧固定費	—	—	—	77	77	(12.10%)	▲ 25	(12.10%)	38	90	3,028
	低圧可変費	—	—	▲ 2	120	117	(18.77%)	▲ 39	(18.78%)	59	137	4,697
	特高・高圧可変費	—	—	▲ 5	237	233	(37.27%)	▲ 77	(37.28%)	117	272	9,325
合計		483	92	▲ 24	502	1,052	(100.00%)	▲ 211	(100.00%)	313	1,155	25,015

※1 託送収益、事業者間精算収益、振替損失調整額

※2 接続検計料相当額、変更賦課金相当額、追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息

※3 事業税、電力費振替勘定

15. 送電・高圧配電関連費

・非関連費計算表

(17条)

様式第七

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	計
送電・高圧配電関連費(低圧)	1,919	1	8	184	737	3	2,664	188	2,853
送電・高圧配電非関連費(低圧)	2,587	79	4,560	137	—	—	7,147	216	7,363

16. 原価等集計表

(18条)

様式第七

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	計
低圧需要	4,505	80	4,568	322	737	3	9,811	405	10,216

17. 料金の決定等

(19条)

様式第八

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (百万kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
低圧需要	4,585	4,890	741	10,216	40,694	25.10	10,216

1-2. 個別原価計算フロー ⑤

< 個別原価配分結果 >

(単位：億円，億kWh，円/kWh)

		送電・高圧配電関連費			送電・高圧配電非関連費			合計		
		原価	需要	単価	原価	需要	単価	原価	需要	単価
規制部門	低圧	2,853	407	7.01	7,363	407	18.09	10,216	407	25.10
自由化部門	高圧	1,707	476	3.59	12,352	855	14.45	14,799	855	17.22
	特別高圧	740	400	1.85				(14,720)		
合計		5,299	1,283	4.13	19,715	1,262	15.62	25,015 (24,935)	1,262	19.76

		固定費		可変費		需要家費		合計	
		金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門		4,585	11.27	4,890	12.02	741	1.82	10,216	25.10
自由化部門		5,005	5.80	9,733	11.37	61	0.07	14,799 (14,720)	17.22
合計		9,590	7.55	14,623	11.58	802	0.63	25,015 (24,935)	19.76

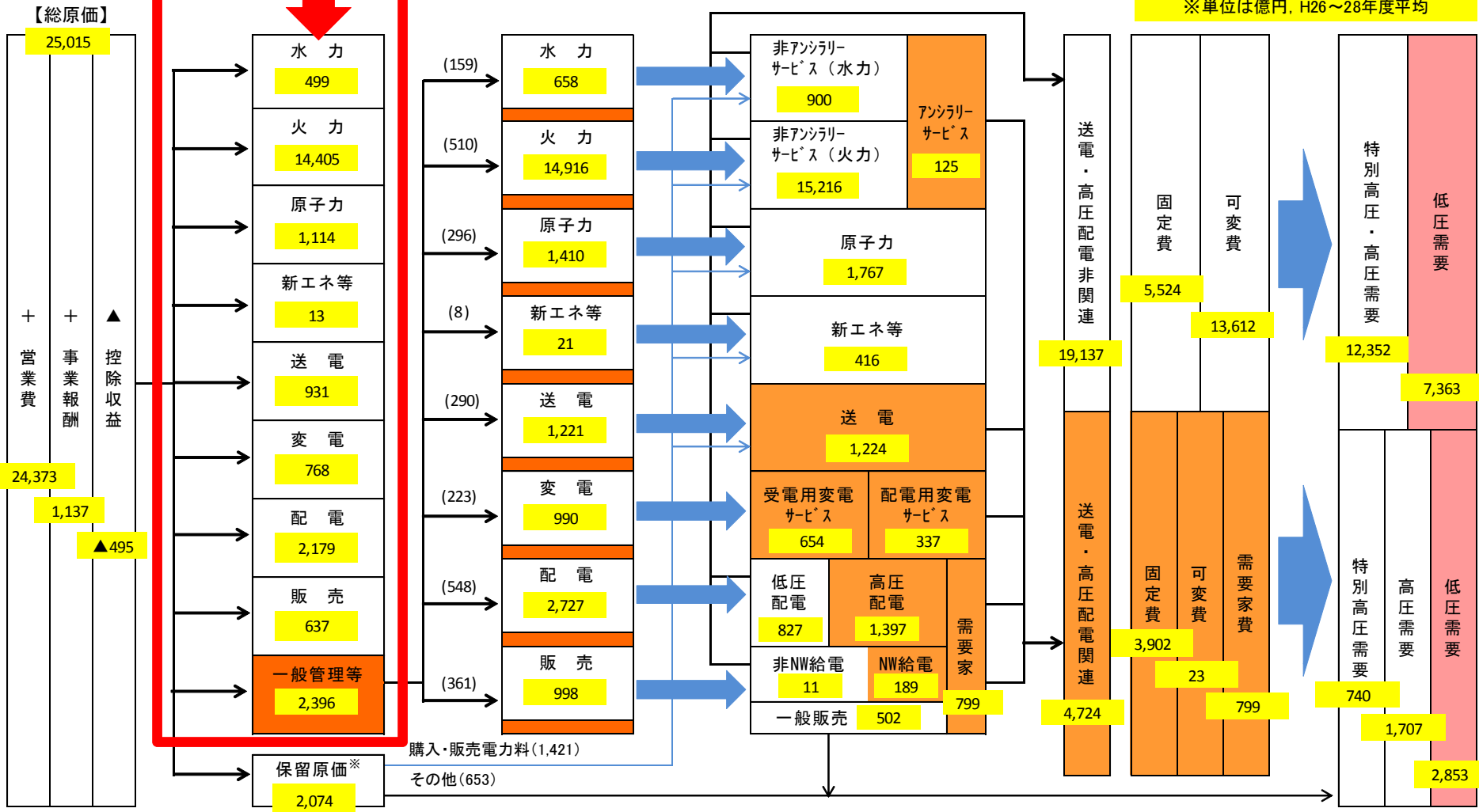
※（ ）内は接続供給託送収益を除いた原価

※合計欄の単価は自社供給分小売料金単価

1-3. 9部門整理

9部門整理

※単位は億円, H26~28年度平均



※保留原価：使用済燃料再処理等既発電費，購入・販売電力料，電源開発促進税，事業税，電力費振替勘定，遅収加算料金，託送収益，事業者間精算収益，電気事業雑収益，預金利息，追加事業報酬

1-3. 9部門整理

12

- 原価等項目ごとに、発生の主な原因を勘案(電気事業会計規則に基づく会計整理の考え方に準拠)して9部門に整理します。
- なお、電源線※に係る費用については、電源線に係る費用に関する省令に基づき、ネットワーク部門から電源部門への振替を実施します。

※「電源線」とは、発電所から電力系統へ送電することを主たる目的とする供給設備のことであり、原則として、発電所から一つ目の変電所までが範囲に該当(当該一つ目の変電所は範囲に含まない)。

新電力が発電所を建設する際には、電源線に係る工事費を負担金として申し受けるため、競争の公平性の観点から、一般電気事業者の電源線に係る費用についても、ネットワーク部門から電源部門への振替を実施するもの。

【9部門整理(財務会計ベース)】

(単位:億円)

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理等	計
振替前	490	14,352	1,102	13	1,004	768	2,179	637	2,396	22,941

【電源線に係る費用の振替額】

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理等	計
減価償却費	8	53	11	0	▲ 71	▲ 0	▲ 0	—	—	0
託送料	2	—	—	—	▲ 2	—	—	—	—	0

※電源線に係る費用のうち電気事業報酬については、一般管理費等の配分時に振替を実施。

【9部門整理(電源線振替後)】

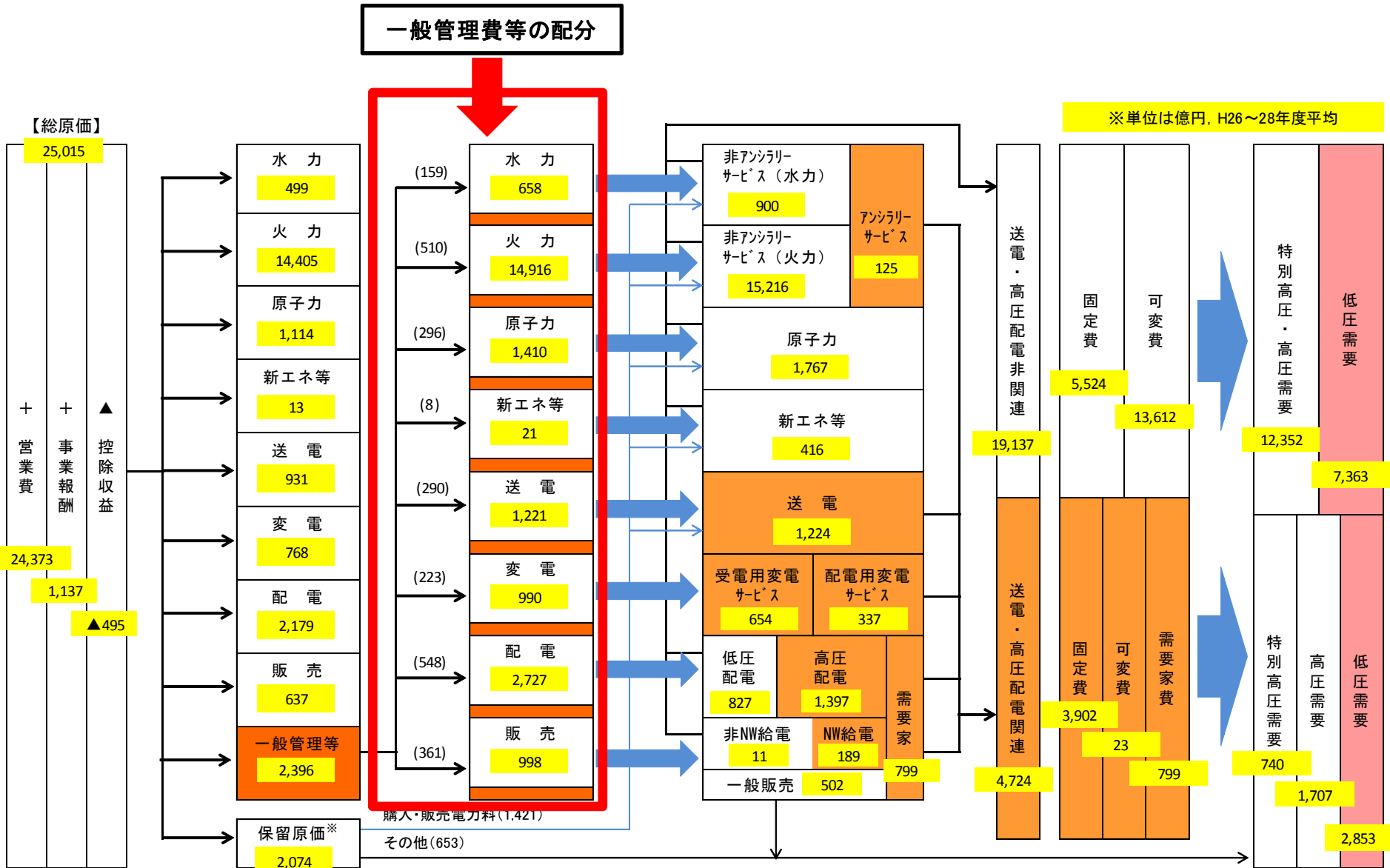
	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	一般管理等	計
振替前	499	14,405	1,114	13	931	768	2,179	637	2,396	22,941

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第1項

事業者は、第3条第1項に定める営業費項目、第4条第1項に定める電気事業報酬及び前条第1項に定める控除収益項目のうち、役員給与、(中略)として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計値を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、**発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理**しなければならない。ただし、前節の規定により**減価償却費として算定された額のうち電源線に係るもの**については、**電源線省令に規定するところにより、配分することにより整理**しなければならない。**託送料**として算定された額のうち電源線に係る減価償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当する額についても**同様**とする。

1-4. 一般管理費等の配分

13



※保留原価：使用済燃料再処理等既発電費，購入・販売電力料，電源開発促進税，事業税，電力費振替勘定，遅収加算料金，託送収益，事業者間精算収益，電気事業雑収益，預金利息，追加事業報酬

1-4. 一般管理費等の配分

● 9部門整理で一般管理費等に整理された額を、活動基準原価計算「ABC(※)」の考え方に基づき8部門に配分します。

(1) 原価等項目のうち、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を8部門(水力～販売)に直接整理(「直課」)します。

(2) 特定の部門に直課が困難な額を活動帰属基準又は配賦基準により8部門に配分(「帰属」・「配賦」)します。

〔 ※ 「ABC:Activity Based Costing」とは、費用配分の適正性を高めるため、複数部門に共通に関連する費用を、発生の原因に応じて可能な限り各部門に直接整理した上で、残りを客観的・合理的な基準等により配分する手法。 〕

【一般管理費等配分後の8部門整理結果】

(単位: 億円)

		水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	合計
固有費		499 (75.8%)	14,405 (96.6%)	1,114 (79.0%)	13 (61.7%)	931 (76.2%)	768 (77.5%)	2,179 (79.9%)	637 (63.8%)	20,545 (89.6%)
一般 管理 等	直課	100 (15.2%)	265 (1.8%)	218 (15.5%)	5 (24.9%)	202 (16.5%)	128 (13.0%)	255 (9.4%)	47 (4.7%)	1,220 (5.3%)
	帰属	47 (7.2%)	121 (0.8%)	55 (3.9%)	2 (9.6%)	65 (5.3%)	74 (7.5%)	239 (8.8%)	276 (27.7%)	879 (3.8%)
	配賦	13 (1.9%)	124 (0.8%)	23 (1.6%)	1 (3.9%)	24 (1.9%)	20 (2.0%)	54 (2.0%)	38 (3.8%)	296 (1.3%)
		159 (24.2%)	510 (3.4%)	296 (21.0%)	8 (38.3%)	290 (23.8%)	223 (22.5%)	548 (20.1%)	361 (36.2%)	2,396 (10.4%)
合 計		658 (100.0%)	14,916 (100.0%)	1,410 (100.0%)	21 (100.0%)	1,221 (100.0%)	990 (100.0%)	2,727 (100.0%)	998 (100.0%)	22,941 (100.0%)

約95%

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第2項

事業者は、前項の規定により整理された基礎原価等項目のうちの同項第9号に整理された基礎原価等項目を、それぞれ、別表第2第1表及び第2表に掲げる基準により、同項第1号から第8号までの部門に配分することにより整理しなければならない。

一般電気事業供給約款料金算定規則 別表第2第1表1

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各8部門に直接整理(以下「直課」という。)すること。

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準(代表的な物量若しくは金額の比率をいう。)又は配賦基準(他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。)を用いて整理すること。

(参考)一般管理費等の配分に係る事業者設定基準の設定①

- 一般管理費等のうち、賃借料・委託費等については、費用をより適切に配分する観点から、料金算定規則に定められた基準ではなく、事業者の実情に応じた基準「事業者設定基準」を設定しております。

料金算定規則			事業者設定基準		
役員給与	帰属	直課された各部門人員数比			
給料手当	帰属	同上			
給料手当振替額(貸方)	帰属	同上			
退職給与金	帰属	同上			
厚生費	帰属	同上			
雑給	帰属	同上			
消耗品費	帰属	同上			
修繕費	帰属	各部門業務用建物床面積比	販売費に係る費用	帰属	建設費比
			その他の修繕費	帰属	各部門業務用建物床面積比
補償費	配賦	直課された各部門補償費比			
賃借料	帰属	各部門業務用建物床面積比	機械賃借料	帰属	各部門人員数比
			借家料	帰属	各部門業務用賃借建物床面積比
			その他の賃借料	帰属	各部門業務用建物床面積比
委託費	配賦	各部門業務用建物床面積比	情報処理関連費用	帰属	各部門人員数比
			社債関係支払委託費	帰属	各部門帳簿価額比
			建物管理関連費用	帰属	各部門業務用社有建物床面積比
			その他の委託費	配賦	各部門業務用建物床面積比
損害保険料	配賦	直課された各部門損害保険料比			
普及開発関係費	配賦	各部門原価比又は直課された各部門普及開発関係費比			

(参考)一般管理費等の配分に係る事業者設定基準の設定②

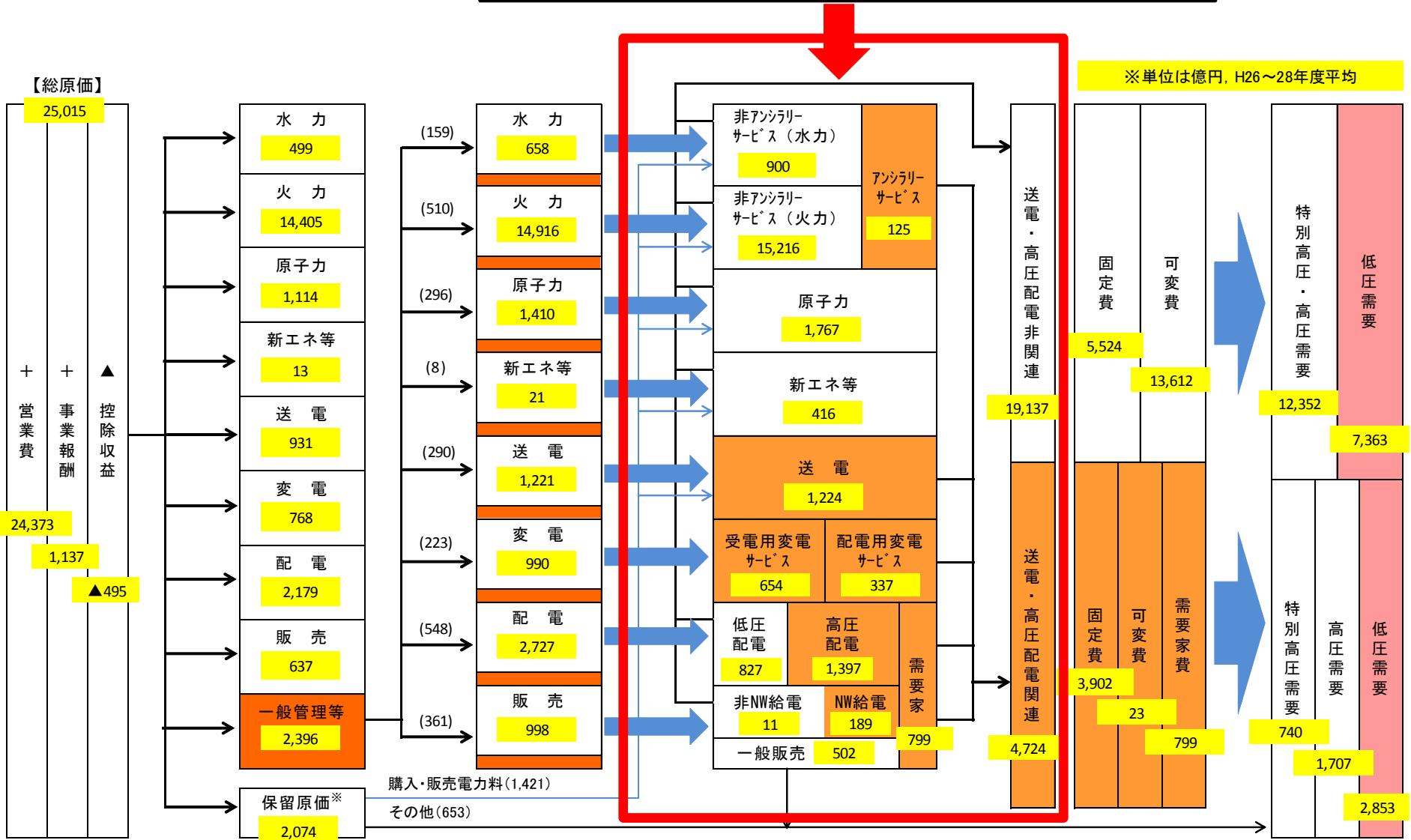
料金算定規則			事業者設定基準		
養成費	帰属	直課された各部門人員数比			
研究費	配賦	直課された研究費比			
諸費	配賦	直課された各部門人員数比	旅費	帰属	各部門人員数比
			その他の諸費	配賦	各部門人員数比
固定資産税	帰属	各部門業務用建物床面積比	販売費に係る費用	帰属	建設費比
			その他の固定資産税	帰属	各部門業務用建物床面積比
雑税	配賦	直課された各部門雑税支出額比			
減価償却費	帰属	各部門業務用建物床面積比	販売費に係る費用	帰属	建設費比
			その他の減価償却費	帰属	各部門業務用建物床面積比
固定資産除却費	帰属	同上	販売費に係る費用	帰属	建設費比
			その他の固定資産除却費	帰属	各部門業務用建物床面積比
建設分担関連費振替額(貸方)	帰属	直課された各部門設備別建設費比			
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	配賦	各部門費用比			
社債発行費	帰属	各部門設備別建設費比	社債発行費	帰属	各部門帳簿価額比
法人税等	配賦	各部門原価比			
電気事業報酬	配賦	内容毎に各部門設備別建設費比	運転資本(営業資本)	帰属	各部門営業資本比
			販売費に係る費用	帰属	帳簿価額比
			その他の電気事業報酬	配賦	各部門帳簿価額比

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第5項

第2項及び前項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第2項及び前項の基準によらないことができる。

1-5~9. 送電・高圧配電関連費／非関連費への配分・整理

送電・高圧配電関連費と送電・高圧配電非関連費への配分・整理



※保留原価：使用済燃料再処理等既発電費，購入・販売電力料，電源開発促進税，事業税，電力費振替勘定，遅収加算料金，託送収益，事業者間精算収益，電気事業雑収益，預金利息，追加事業報酬

1-5. アンシラリーサービス費の算定

- 水力発電費・火力発電費のうち、供給区域内の周波数の値を維持するための「アンシラリーサービス費」を特定します。
- 具体的には、水力発電設備・火力発電設備のうち、周波数制御機能を有する設備の帳簿原価比率(A)をもとにアンシラリーサービス費の抽出対象となる費用を特定し、これに周波数制御機能を有する発電所の最大出力に対する周波数変動是正のために増加する発電出力の割合(B)を乗じてアンシラリーサービス費(C)を算定いたします。

(A) 水力発電設備及び火力発電設備のうちアンシラリー機能を有する設備の帳簿原価比率

	水力発電設備	火力発電設備
帳簿原価比率	64.35% (①)	100.00% (②)

(B) 周波数制御機能を有する発電所の最大出力に対する周波数変動是正のために増加する発電出力の割合

$$25,540 \text{ 千 kW (※1)} \times 5\% (\text{※2}) \div (4,635 \text{ 千 kW (水力※3)} + 23,810 \text{ 千 kW (火力※3)}) = 4.49\% (\text{③})$$

※1：ピーク日の最大需要電力のH26～H28年度平均値

※2：最大電力に対応するために必要となる周波数調整幅[アンシラリー調整比率＝長周期変動成分＋短周期変動成分]

※3：周波数制御機能を有する発電設備の認可出力のH26～H28年度平均値

(C) アンシラリーサービス費の算定

$$\text{水力： } 655 \text{ 億円 (※)} \times 64.35\% (\text{①}) \times 4.49\% (\text{③}) = 19 \text{ 億円}$$

$$\text{火力： } 2,368 \text{ 億円 (※)} \times 100.00\% (\text{②}) \times 4.49\% (\text{③}) = 106 \text{ 億円}$$

※自社電源に係る電源線費用を含む固定費

一般電気事業供給約款料金算定規則 別表第2第3表

- (1) 事業者の保有する水力発電設備及び火力発電設備のうち、供給区域内の供給周波数を感知し、その変動を是正するために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の基礎原価等項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものを、基礎原価等項目ごとに、配賦基準（原価算定期間における当該発電設備の最大出力に対する周波数の変動の是正のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力の占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。
- (2) (1)以外の基礎原価等項目ごとの額を、基礎原価等項目ごとに、非アンシラリーサービス費に直課すること。

1-6. 変電費の配分

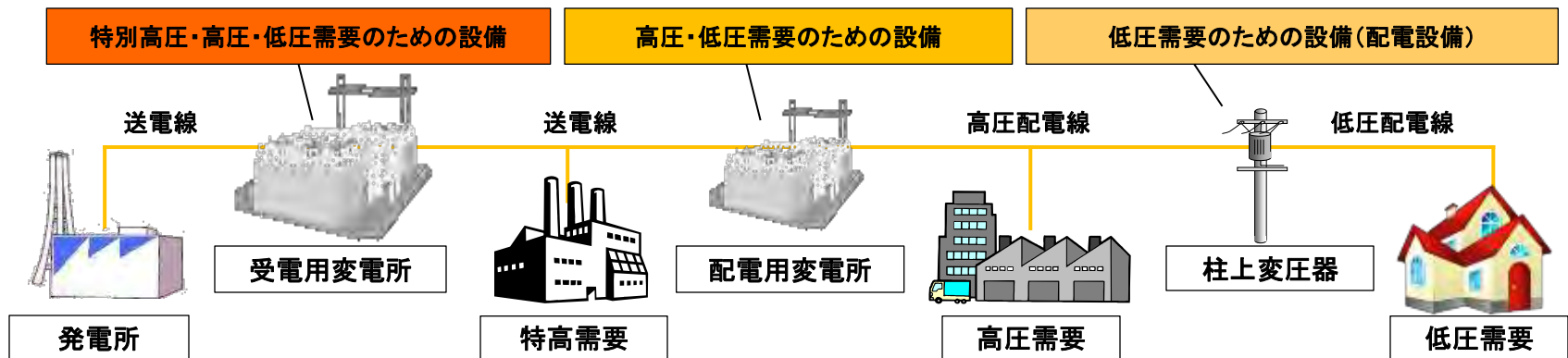
19

- 変電費に整理された額を、ABCの考え方に基づき、「受電用変電サービス費」、「配電用変電サービス費」に配分します。

【変電費の配分結果】

(単位: 億円)

	対象費目	配分比率	変電費			
			受電用		受電用変電	配電用変電
直課	研究費、賃借料、養成費	—	—	4	1	2
帰属・配賦	給料手当、厚生費、減価償却費 等	建設費比	64.91%	664	431	233
	社債発行費、電気事業報酬	帳簿価額比 事業者基準	62.79%	123	77	46
	修繕費、賃借料、委託費 等	変圧器容量比	72.17%	199	144	55
	補償費、損害保険料	箇所数比	12.47%	0	0	0
合計				990	654	337



一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

2 変電費の部門の第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、**別表第2第1表及び第2表に掲げる基準により**、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第1次整理原価(以下「**受電用変電サービス費**」という。)及び受電用変電サービス費以外の第1次整理原価(以下「**配電用変電サービス費**」という。)に配分することにより整理しなければならない。

1-7. 配電費の配分

- 配電費に整理された額のうち、引込線、計器、電流制限器等に係る費用を「需要家費」として抽出します。
- 需要家費以外の額を、高圧及び低圧配電設備に係る建設費の比率により「高圧配電費」、「低圧配電費」に配分します。

【配電費の配分結果】

(単位: 億円)

◇需要家費の抽出

対象費目	配分比率		配電費		
		需要家費		需要家費	需要家費以外
修繕費	実額を直接整理		1,027	330	698
委託費	実額を直接整理		34	34	—
	人員数比	9.60%	214	21	193
減価償却費、電気事業報酬 等	建設費比	8.37%	833	70	763
給料手当、厚生費 等	人員数比	9.60%	504	48	456
その他	—		114	—	114
合計			2,727	503	2,224

◇高圧配電費・低圧配電費への配分

対象費目	配分比率		需要家費以外	高圧配電費	低圧配電費
		高圧配電			
全費目	建設費比	62.81%	2,224	1,397	827

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

3 配電費の部門の第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定、検針、調定並びに集金に係る第1次整理原価(以下「需要家費」という。)と需要家費以外の第1次整理原価に配分することにより整理しなければならない。

4 前号の規定により需要家費以外の配電費の部門に整理された第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る第1次整理原価(以下「低圧配電費」という。)及び低圧配電費以外の第1次整理原価(以下「高圧配電費」という。)に配分することにより整理しなければならない。

1-8. 販売費の配分

- 販売費に整理された額を、ABCの考え方に基づき、給電設備に係る費用を「給電費」に、検針・集金・調定等に係る費用を「需要家費」に、その他の費用を「一般販売費」に配分します。

【販売費の配分結果】

(単位: 億円)

	対象費目	配分比率	販売費			
				給電費	需要家費	一般販売費
直課	委託検針費、委託集金費、委託費、普及開発関係費 等	—	256	62	158	36
帰属・配賦	給料手当、厚生費、養成費 等	人員数比	528	94	99	334
	修繕費、委託費、減価償却費 等	業務用建物床面積比※	214	44	39	131
合計			998	200	296	502



コストドライバー	配分比率		
	給電費	需要家費	一般販売費
人員数比	17.88%	18.73%	63.39%
業務用建物床面積比	20.61%	18.11%	61.29%

一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

5 販売費の部門の第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第2第1表及び第2表に掲げる基準により、給電設備に係る第1次整理原価(以下「給電費」という。)、需要家費及びその他販売費(以下「一般販売費」という。)に配分することにより整理しなければならない。

1-9. ネットワーク給電費／非ネットワーク給電費の配分

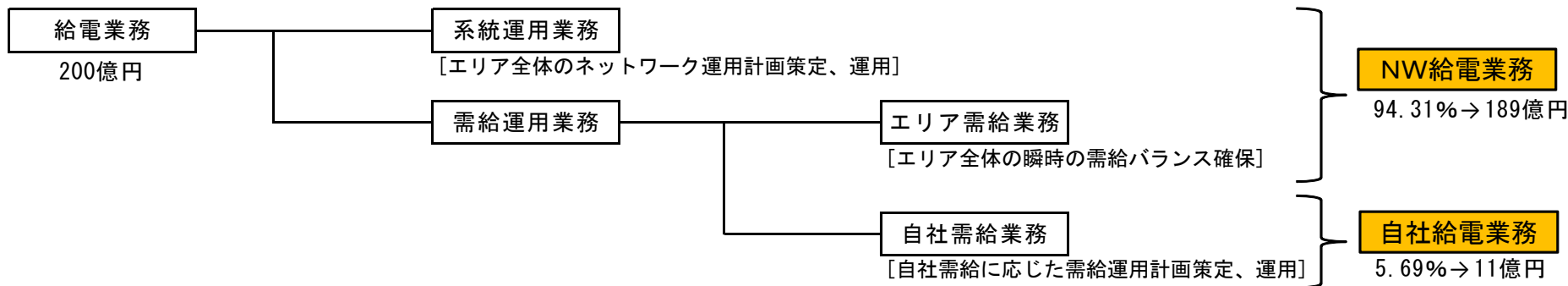
22

- 給電費に整理された額を、自らの需給に対する給電以外に係る費用を「ネットワーク給電費」に、自らの需給に対する給電(自社需要に応じた需給運用計画の策定・運用)に係る費用を「非ネットワーク給電費」に配分します。

【給電費の配分結果】

(単位: 億円)

対象費目	配分比率	配分結果			
		NW給電費		NW給電費	非NW給電費
委託費、養成費、研究費 等	実額を直接整理	—	9	9	—
給料手当、養成費、研究費 等	人員数比	93.40%	101	94	7
修繕費、委託費、減価償却費 等	床面積比	94.76%	90	85	5
	合計		200	189	11



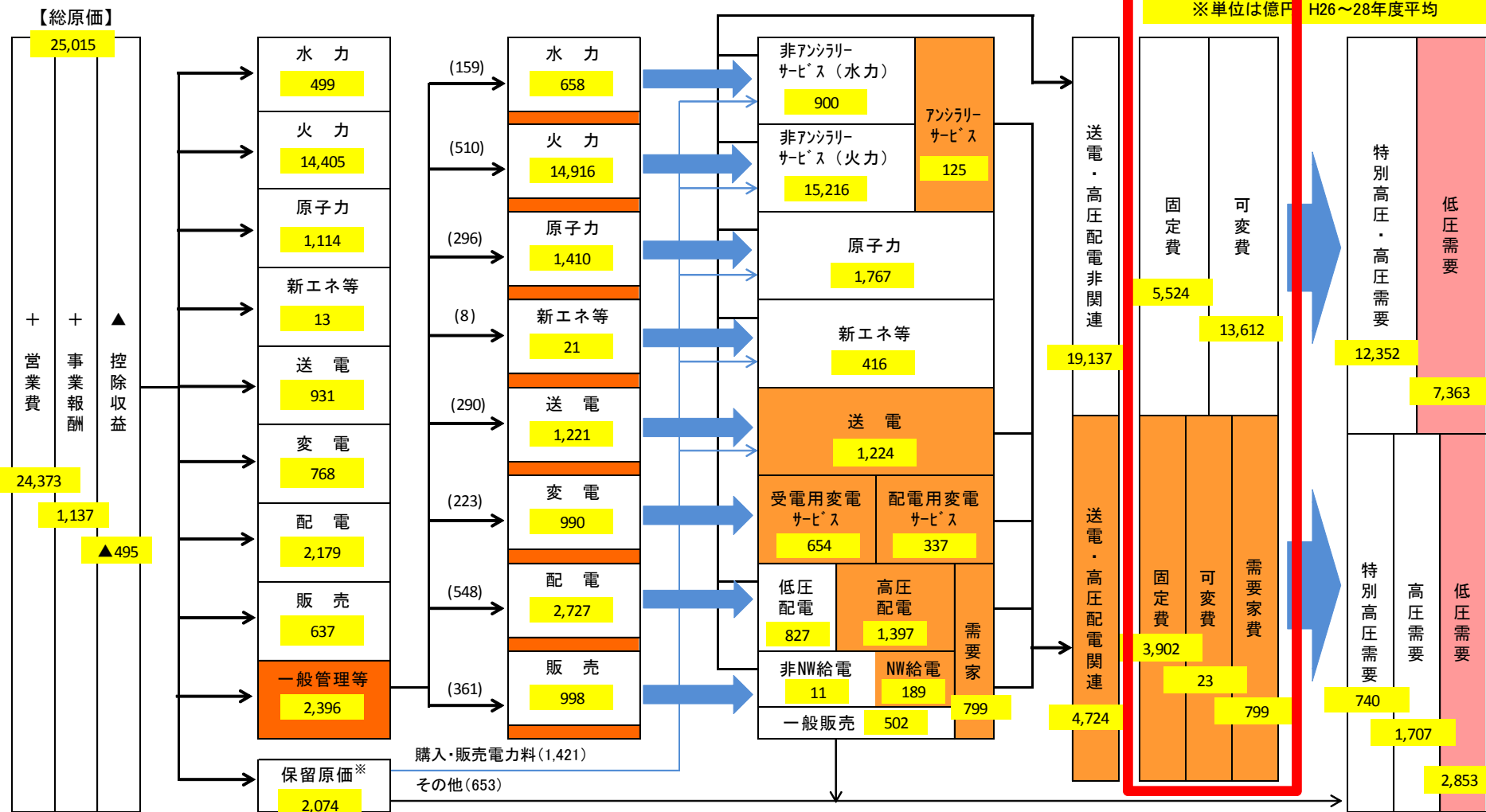
一般電気事業供給約款料金算定規則 第6条第4項

6 前号の規定により給電費に整理された第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、自らの需給に対する給電以外に係る第1次整理原価(以下「ネットワーク給電費」という。)とネットワーク給電費以外の第1次整理原価(以下「非ネットワーク給電費」という。)に配分することにより整理しなければならない。

1-10. 固定費／可変費への配分・整理

固定費／可変費への配分・整理

※単位は億円 H26～28年度平均



※保留原価：使用済燃料再処理等既発電費，購入・販売電力料，電源開発促進税，事業税，電力費振替勘定，遅収加算料金，託送収益，事業者間精算収益，電気事業雑収益，預金利息，追加事業報酬

1-10. 固定費／可変費への配分・整理

- 販売電力量に関わらず必要な費用は「固定費」、販売電力量によって変動する費用は「可変費」へ整理します。

【固定費／可変費への配分結果】

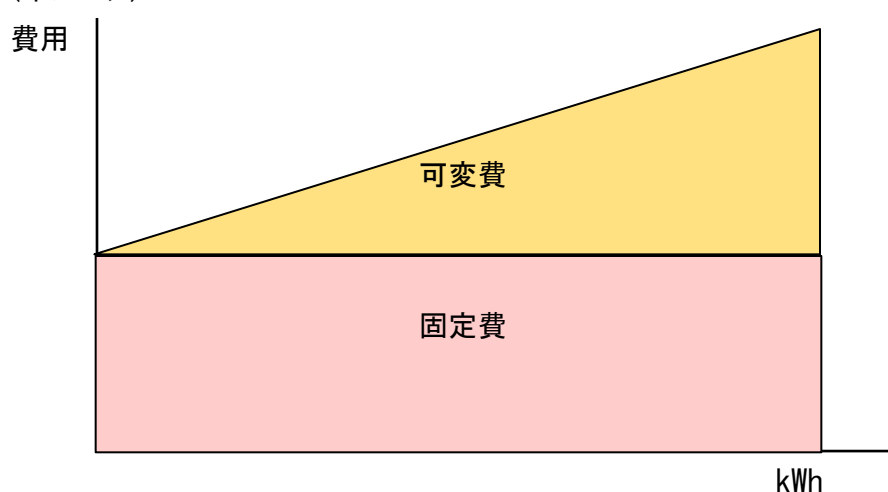
(単位: 億円)

送電・高圧配電非関連費			送電・高圧配電関連費			
合計	固定費	可変費	合計	固定費	可変費	(参考)需要家費
19,137	5,524	13,612	4,724	3,902	23	799

※固定費／可変費への配分結果の詳細は、7ページに記載。

可変費	販売電力量によって変動する費用 【費目の具体例】 ・燃料費 ・使用済燃料再処理等発電費 ・購入電力料のうち電力量料金 ・消耗品費のうち50%
固定費	販売電力量に関わらず必要な費用 【費目の具体例】 ・人件費 ・減価償却費 ・購入電力料のうち基本料金 ・消耗品費のうち50%

(イメージ)



※消耗品費は、固定費と可変費双方の要素を持つが、厳密な区分は困難であるため、固定費・可変費に1／2ずつ整理。

一般電気事業供給約款料金算定規則 第8条

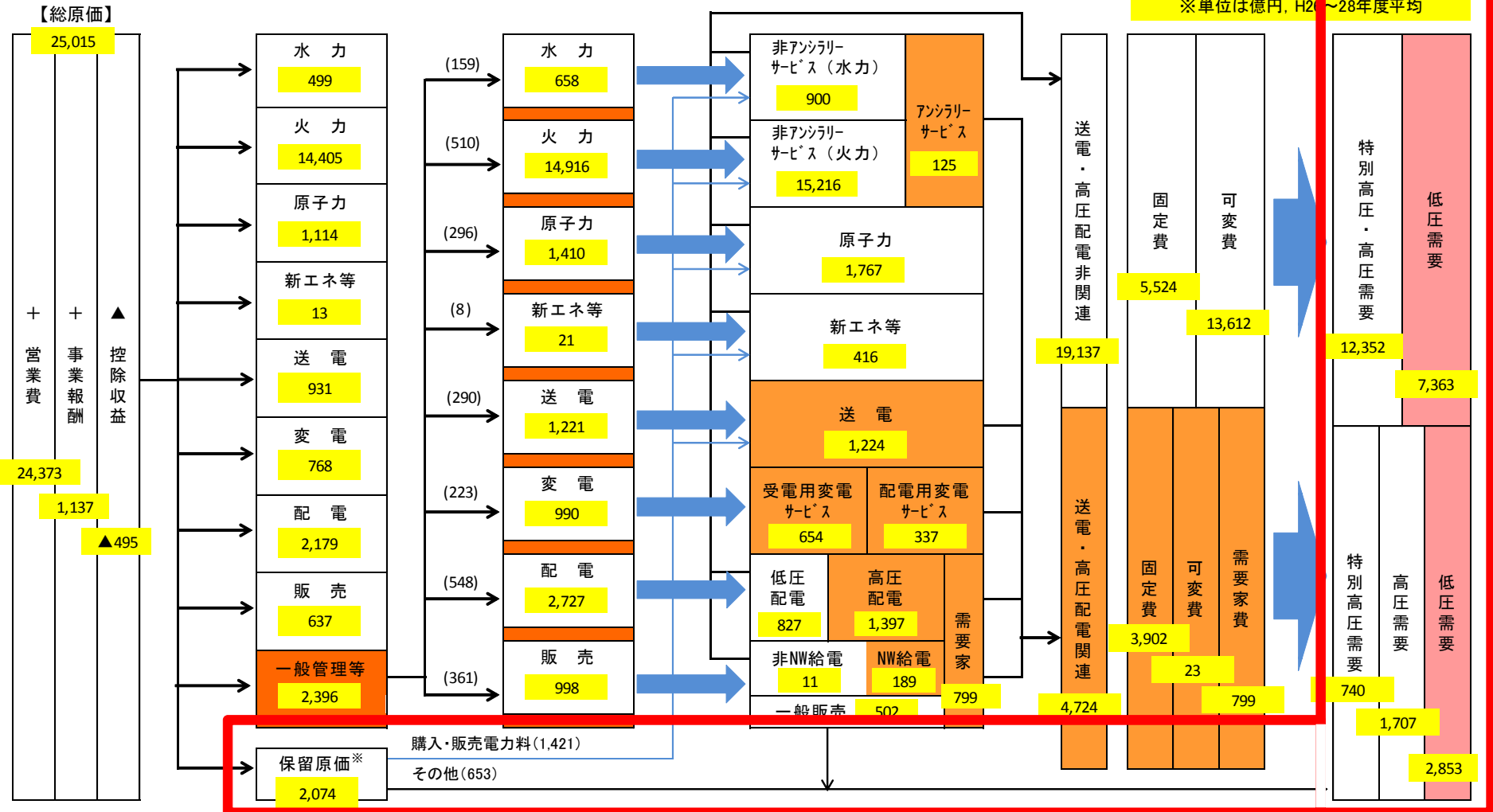
- 事業者は、前条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連費を、基礎原価等項目及び購入販売送電項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、**販売電力量にかかわらず必要**な送電・高圧配電関連費(以下「送電・高圧配電関連**固定費**」という。)及び**販売電力量によって変動**する送電・高圧配電関連費(以下「送電・高圧配電関連**可変費**」という。)に配分することにより整理し・・・(以下省略)
- 第1項及び第2項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第1項第1号(中略)の基準によらないことができる。

1-11~12. 各需要種別への原価配分

25

各需要種別への原価配分

※単位は億円、H20～28年度平均



※保留原価：使用済燃料再処理等既発電費、購入・販売電力料、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息、追加事業報酬

1-11. 各需要種別への原価配分①

- 各需要種別への原価配分については、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて各電圧（特別高圧・高圧・低圧）へ配分します。

固定費（販売電力量にかかわらず必要な費用）		
	2：1：1 比で配分	特別高圧・高圧・低圧へ配分（電源費、送電費、受電用変電サービス費など）
	2：1 比で配分	高圧・低圧へ配分（配電用変電サービス費、高圧配電費）
	低圧に直接整理	低圧のみへ配分（低圧配電費）
可変費（販売電力量によって変動する費用）		
	発受電量比で配分	特別高圧・高圧・低圧へ配分
	低圧に直接整理	低圧のみへ配分（低圧配電費）
需要家費		
	口数比等で配分	特別高圧・高圧・低圧へ配分 ※ほとんど低圧に配分

● $2:1:1$ 配分比率(%) = (最大電力ウェイト×2 + 夏期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 発受電量ウェイト×1) / 4

● $2:1$ 配分比率(%) = (延べ契約電力ウェイト×2 + 発受電量ウェイト×1) / 3

（参考）

- ・ 受電用変電サービス費…特別高圧・高圧・低圧いずれにも応じて使用される変電設備費（変電所二次側電圧7 kV超）
- ・ 配電用変電サービス費…高圧・低圧のみに応じて使用される変電設備費（変電所二次側電圧7 kV以下）
- ・ 高圧配電費…高圧・低圧いずれにも応じて使用される配電設備費（高圧配電線路等に係る費用）
- ・ 低圧配電費…低圧需要のみに応じて使用される配電設備費（柱上変圧器等に係る費用）
- ・ 需要家費…引込線、計器、電流制限器、屋内配線調査・測定、検針、集金、調定に係る費用

1-11. 各需要種別への原価配分②

- 需要家費の需要種別配分においては、従来より、事業者基準を設定の上、引込線・計器等に係る費用を、口数比で配分するのではなく、特別高圧・高圧・低圧の各々に直接整理しております。
- 当該事業者設定基準については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、具体的な算定方法が分かるようにすべきとの指摘があったことを踏まえ、今回の基準届出に際しては、記載をより明文化しております。

・事業者設定基準（第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値）

前回改定 (平成20年4月)	第10条第1項に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第9条第6項第1号の割合を算定するための値は、同条第2項の規定により、同条第1項第6号に規定された値ではなく、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値とする。
今回改定 (平成25年10月申請)	第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第9条第6項第1号の割合を算定するための値は、同条第2項の規定により、同条第1項第6号に規定された値ではなく、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値とする。 具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、電流制限器、計器に係る費用および屋内配線の調査・測定に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に直接整理するものとする。

【需要家費の配分結果】

		配分額(億円)			配分比率		
		特別高圧	高圧	低圧	特別高圧	高圧	低圧
修繕費	引込線	—	—	144	設備の差異、費用の発生 の原因等を反映して、 3需要種別に直接整理		
	計器・電流制限器	5	40	140			
資本費(※)		2	10	58			
需要家設備点検委託費		—	0	34			
その他(口数比にて配分)		0	4	361	0.01%	1.08%	98.90%
合 計		7	54	737			

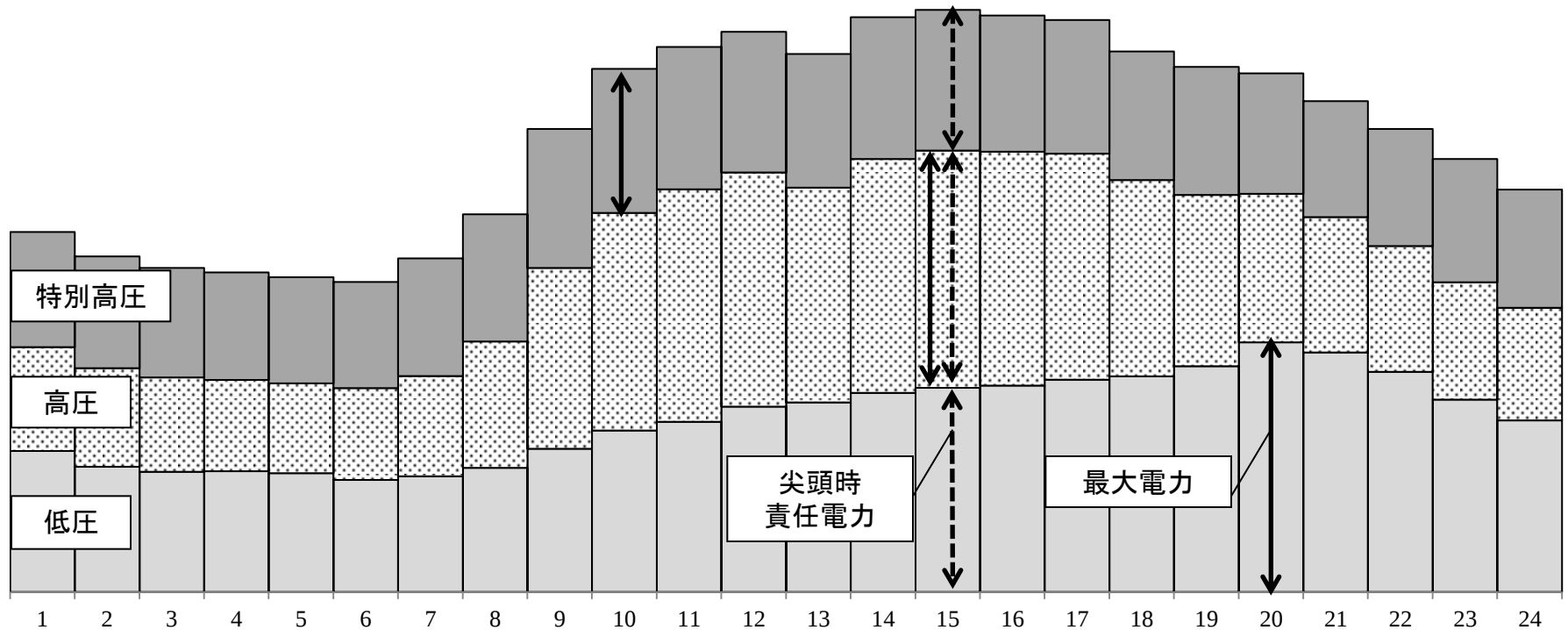
※固定資産税、減価償却費、電気事業報酬等

(参考) 2:1:1比と2:1比の算定式

● 2:1:1配分比率(%) = (最大電力ウェイト×2 + 夏期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 発受電量ウェイト×1) / 4

● 2:1配分比率(%) = (延べ契約電力ウェイト×2 + 発受電量ウェイト×1) / 3

【2:1:1比の諸元イメージ】



- ・ 尖頭時責任電力・・・夏期・冬期の最大電力発生時（夏期の場合は15時）における電圧別（特別高圧・高圧・低圧）の需要電力
- ・ 最大電力・・・年間最大電力発生日（夏期）における電圧別の最大需要（低圧の場合は20時）

(参考) 2:1:1比と2:1比の算定結果

【送電・高圧配電関連固定費の配分比率】

(平成26～28年度平均の想定値)

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電電力量 (10 ⁶ kWh)		延べ契約電力 (10 ³ kW)
		夏期	冬期	【3需要】	【2需要】	
特別高圧	6,249 (23.19%)	6,105 (24.63%)	5,682 (25.08%)	40,931 (30.40%)		—
高圧	10,084 (37.43%)	10,084 (40.69%)	8,941 (39.47%)	49,475 (36.74%)	(52.79%)	205,824 (26.31%)
低圧	10,611 (①39.38%)	8,595 (②34.68%)	8,031 (③35.45%)	44,244 (④32.86%)	(⑤47.21%)	576,526 (⑥73.69%)
合計	26,944	24,784	22,654	134,650		782,350

※【3需要】は、特別高圧・高圧・低圧の区分、【2需要】は、高圧・低圧の区分

(2:1:1比率 2:1比率の算定)

・2:1:1比率

$$\text{低圧配分比率 (\%)} = (\text{①}39.38\% \times 2 + \text{②}34.68\% \times 0.5 + \text{③}35.45\% \times 0.5 + \text{④}32.86\%) / 4 = 36.67\%$$

・2:1比率

$$\text{低圧配分比率 (\%)} = (\text{⑥}73.69\% \times 2 + \text{⑤}47.21\%) / 3 = 64.86\%$$

【送電・高圧配電非関連固定費の配分比率】

(平成26～28年度平均の想定値)

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電電力量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧	15,669 (59.62%)	15,669 (64.58%)	14,219 (63.91%)	88,196 (66.59%)
低圧	10,611 (⑦40.38%)	8,595 (⑧35.42%)	8,031 (⑨36.09%)	44,244 (⑩33.41%)
合計	26,280	24,264	22,250	132,440

(2:1:1比率の算定)

・2:1:1比率

$$\text{低圧配分比率 (\%)} = (\text{⑦}40.38\% \times 2 + \text{⑧}35.42\% \times 0.5 + \text{⑨}36.09\% \times 0.5 + \text{⑩}33.41\%) / 4 = 37.48\%$$

- ①電圧別の電力量と、②時間別(1～24時)の電力需要比率から、夏期・冬期最大電力発生日の電圧別・時間別電力需要を算出します。
- 上記から、「2:1:1配分比」で使用される、【1】年間最大電力発生日(夏期)の電圧別最大需要(低圧は20時に発生)、【2】夏期最大電力発生時の電圧別電力需要、【3】冬期最大電力発生時の電圧別電力需要を算出します。

①電圧別の電力量



電圧別※¹の月間電力量、最大3日日量比率※²を用い、夏期・冬期最大電力発生日電力量を算出(夏期最大電力は8月、冬期は2月に主に発生)

※¹ 特別高圧・高圧・低圧

※² 月間の電力量に占める最大電力発生日(上位3日)の日電力量の比率

②電圧別の時間別
電力需要比率

夏期・冬期最大電力発生日の時間別(1～24時)の電力需要比率※³を算出

※³ 大口(契約電力500kW以上)は実測データ、それ以外は負荷実態調査結果をもとに算出



電圧別・時間別
電力需要

→ 【1】年間最大電力発生日(夏期)における電圧別の最大需要
(低圧は20時に発生)

→ 【2】夏期最大電力発生時における電圧別の電力需要

→ 【3】冬期最大電力発生時における電圧別の電力需要

- 整理を保留していた原価については、以下のとおり配分します。

(単位: 億円)

	金額	区分	需要種別への配分比率	
①電源開発促進税	483	可変費	販売電力量比	
②過去の使用済燃料に係る費用	92	可変費	発電電力量比	
③託送収益（電源線以外）	▲23	固定費	2 : 1 : 1 比	
		可変費	発電電力量比	
④託送収益（電源線）	—	—	—	
⑤事業者間精算収益	▲1	可変費	発電電力量比	
⑥一般販売費	502	固／可	原価比	保留原価等配分前の固有費比
⑦接続検討料・変更賦課金	▲2	固／可	原価比	保留原価等配分前の固有費比 ＋①～⑥の合計額の比
⑧追加事業報酬	0	固／需	原価比等	送電・高圧配電関連固定費…固有固定費比 需要家費…口数比 送電・高圧配電非関連固定費…低圧需要
⑨電気事業雑収益 （接続検討料・変更賦課金以外）	▲209	固／可／需	原価比	保留原価等配分前の固有費比 ＋①～⑥の合計額の比
⑩預金利息	▲0	固／可／需	原価比	保留原価等配分前の固有費比 ＋①～⑥の合計額の比
⑪事業税	315	固／可／需	原価比	保留原価等配分前の固有費比 ＋①～⑩の合計額の比
⑫電力費振替勘定	▲2	固／可／需	原価比	保留原価等配分前の固有費比 ＋①～⑩の合計額の比

一般電気事業供給約款料金算定規則 第15条

事業者は、期間原価等項目のうちの事業税及び電力費振替勘定（貸方）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、それぞれ、第10条から前条までの規定により整理された送電・高圧配電関連費の合計額及び送電・高圧配電非関連費の合計額の合計額のうちに第10条から前条までの規定により整理された送電・高圧配電関連費の合計額又は送電・高圧配電非関連費の合計額の占める割合により、送電・高圧配電関連費又は送電・高圧配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

1-13. 今回申請原価の具体的配分結果

32

- 規制・自由両部門への原価配分結果は、以下のとおり、規制：自由＝41%：59%となっております。
 - なお、原価には、燃料費のように販売電力量（kWh）に応じて発生する費用（可変費）に加え、修繕費のように専ら最大電力（kW）※等に応じて必要となる費用（固定費）や、また規制部門のみに掛かる費用などが含まれるため、配分結果は販売電力量比率（規制：自由＝32%：68%）とは一致しません。
- ※規制部門の方が、販売電力量（kWh）あたりの使用電力（kW）が大きいため、kWh比に比べてkW比のウェイトが大きくなります。

【費目別の規制・自由配分結果】

（億円、億kWh）

	合計	規制	自由
人件費	1,682	943 (56%)	739 (44%)
修繕費	2,172	1,265 (58%)	908 (42%)
燃料費	12,403	4,173 (34%)	8,230 (66%)
減価償却費	2,615	1,165 (45%)	1,449 (55%)
電気事業報酬	1,137	532 (47%)	605 (53%)
購入電力料	1,691	574 (34%)	1,117 (66%)
公租公課	1,496	615 (41%)	880 (59%)
その他	1,739	948 (54%)	791 (46%)
計	24,935	10,216 (41%)	14,720 (59%)
販売電力量	1,262	407 (32%)	855 (68%)

…発受電量(kWh)比

（※送電ロス差により販売電力量比と完全には一致しない。）

※接続供給託送収益を除く

※自社分を除く

（注：料金算定規則上は費目別の規制・自由配分は行っていないため、料金算定規則の計算ルールに準じて算定したもの）

（例）修繕費

（億円）

	合計	規制	自由
①電源費	863	321 (37%)	541 (63%)
②送電費・受電用変電費	233	85 (37%)	147 (63%)
③配電用変電費・高圧配電費	475	308 (65%)	167 (35%)
④低圧配電費	259	259 (100%)	0 (0%)
⑤需要家費	333	287 (86%)	46 (14%)
⑥一般販売費	10	4 (37%)	6 (63%)
計	2,172	1,265 (58%)	908 (42%)

…2：1：1比（一部発受電量比）

…2：1：1比

…2：1比

…低圧のみに配分

…口数比等

…原価比

←

※①に非ネットワーク給電費、②にアンシラリーサービス費、ネットワーク給電費を含む

(参考)規制／自由化部門の原価配分と部門別収支

33

- 原価配分の結果、規制／自由化部門の原価額は、概ね4:6の比率となっております。一方、今回申請原価の事業報酬は、規制／自由化部門に、概ね5:5の比率で配分されます。
- これは、原価額の配分には、電力量(発受電量)に応じて配分される燃料費(可変費)が半分程度を占めているのに対し、設備形成のもととなる資本の調達コストである事業報酬は、設備のご利用形態に応じて配分されることによるものです。
- また、前回改定から平成24年度までの部門別収支の実績は以下のとおりです。
- 平成20年度、23年度および24年度は、燃料価格の高騰や原子力利用率の低下等により、事業費用に占める燃料費の割合が相対的に大きい自由化部門の収支がより圧迫されたため、規制部門と自由化部門の利益額の割合に乖離が生じました。
- 一方、平成21年度、22年度は、原油価格の高騰が落ち着いたことなどにより、乖離は小さくなっております。

(単位:億円)

		申請原価 (H26改定)	前回改定 (H20改定)	部門別収支実績				
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
原価額	規制部門	10,216(41%)	9,231(42%)	9,637(42%)	9,056(44%)	9,385(44%)	9,473(43%)	9,639(43%)
	自由化部門	14,720(59%)	12,717(58%)	13,255(58%)	11,383(56%)	11,897(56%)	12,475(57%)	13,006(57%)
事業報酬	規制部門	532(47%)	606(47%)	—	—	—	—	—
	自由化部門	605(53%)	688(53%)	—	—	—	—	—
利益額	規制部門	—	—	628(65%)	750(48%)	694(52%)	6(—)	▲43(—)
	自由化部門	—	—	340(35%)	825(52%)	650(48%)	▲679(—)	▲584(—)

(参考)

(単位:億kWh)

販売電力量	規制部門	407(32%)	430(32%)	421(32%)	414(34%)	439(34%)	422(33%)	416(33%)
	自由化部門	855(68%)	927(68%)	875(68%)	813(66%)	868(66%)	855(67%)	848(67%)
原子力利用率		12.4%	59.6%	56.1%	46.0%	49.7%	8.2%	—

※ 原価額について、前回改定および申請原価には原価額(接続供給に伴う託送収益を除く)、実績には一般電気事業部門別収支計算規則における電気事業収益を記載しております。

※ 利益額は、一般電気事業部門別収支計算規則における電気事業収益から電気事業費用を除いたものになります。

※ 販売電力量は、自社消費分を除きます。

※ 原子力利用率について、H21.1.30以降は浜岡1,2号除きで算定しております。

(参考)電気をお届けするまでの流れと費用の発生源

34

(規制: 4.33円/kWh、自由: 3.44円/kWh)

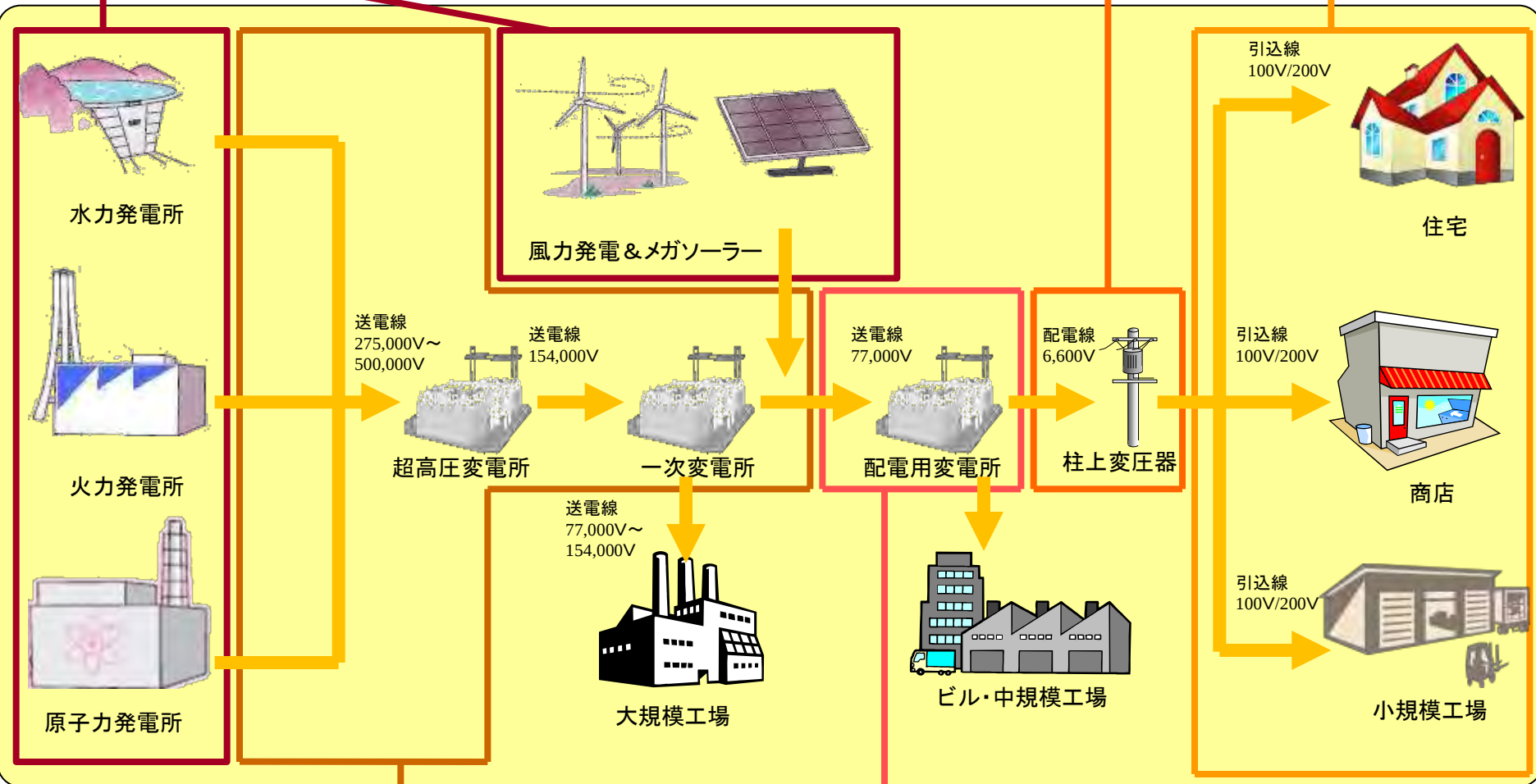
(規制: 2.03円/kWh)

(規制: 1.81円/kWh、自由: 0.07円/kWh)

①電源費

④送配電費(低圧のみ)

⑤送配電費(需要家費)



②送配電費(3需要)

(規制: 1.96円/kWh、自由: 1.57円/kWh)

③送配電費(2需要)

(規制: 2.76円/kWh、自由: 0.69円/kWh)

①～⑤計

規制: 12.88円/kWh

自由: 5.77円/kWh

左記以外の可変費等

(12.22円/kWh)

(11.45円/kWh)

2. レートメイク

2-1. 供給約款および選択約款

- 供給約款: 標準的な電気のご使用形態を前提とした料金設定

- ・お客さまの一部が値上げとなる場合⇒認可(電気事業法第19条第1項)
- ・どのお客さまも値上げとならない場合⇒届出(電気事業法第19条第3項、第4項)

【主なメニュー】

- ・従量電灯 … ご家庭、商店または事務所等向けメニュー
- ・低圧電力 … 商店、事務所または小規模工場等動力を使用されるお客さま向けメニュー

- 選択約款: 設備の効率的な使用、その他の効率的な事業運営に資する電気の使用を前提とした料金設定

- ・約款の設定および変更⇒届出(電気事業法第19条第11項、第12項)

【主なメニュー】

- ・時間帯別電灯 … 1日を昼間時間と夜間時間に分け、割安な夜間時間へ電気のご使用を移行していただくことにより、電気料金の低減が可能になるメニュー
- ・3時間帯別電灯 … 1日を昼間時間、軽負荷時間および夜間時間に分け、電気のご使用を昼間時間から割安な夜間時間および軽負荷時間に移行していただくことにより、電気料金の低減が可能になるメニュー
- ・低圧高利用契約 … 効率的に電気をご使用いただき、電気の利用度合いを高めていただくことにより、電気料金の低減が可能になるメニュー
- ・低圧季節別時間帯別電力 … 業務用エアコンや工場のモーターなどの動力を使用されるお客さま向けで、1日を昼間時間と夜間時間に分け、割安な夜間時間へ電気のご使用を移行していただくことにより、電気料金の低減が可能になるメニュー

2-2. レートメークの基本的な考え方

- 契約種別ごとの料金単価は、下記の要素に基づき算定。

- 契約種別に応じた料金制

- … 定額電灯や公衆街路灯など、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用

- 3段階料金制

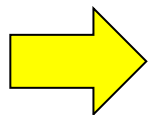
- … 生活必需的な電力量に相当する第1段階には比較的低廉な料金を、概ね平均的な使用量に相当する第2段階には平均的な料金を、それを超過する第3段階には割高な料金を適用

- 季節別料金制

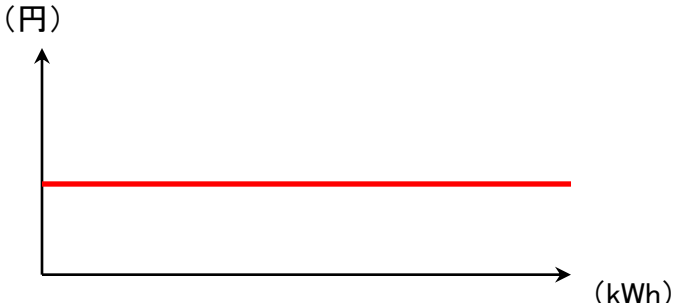
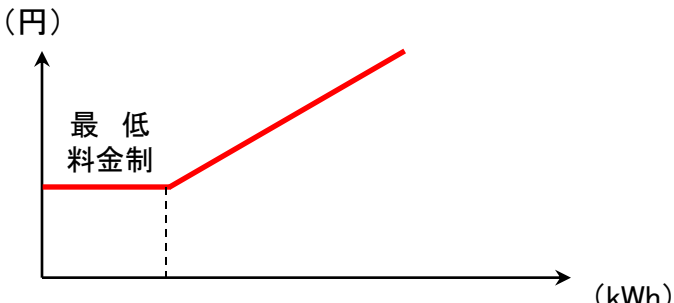
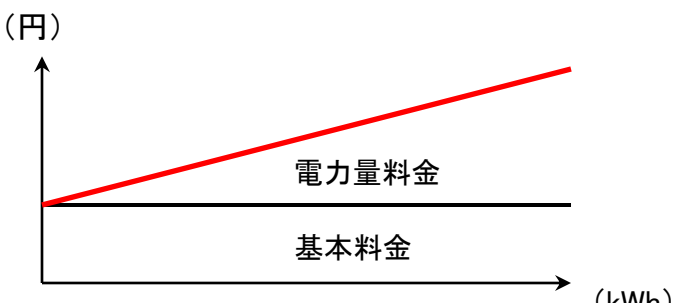
- … 低圧電力等の電力量料金については、夏季の需要を抑制する観点から、季節間格差を考慮して、夏季とその他季別に設定

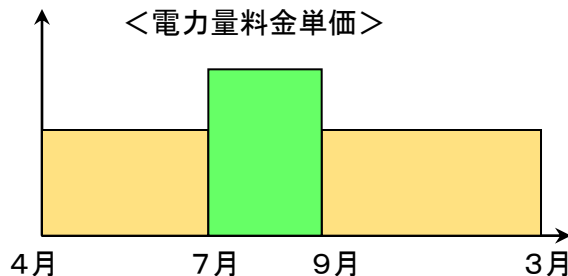
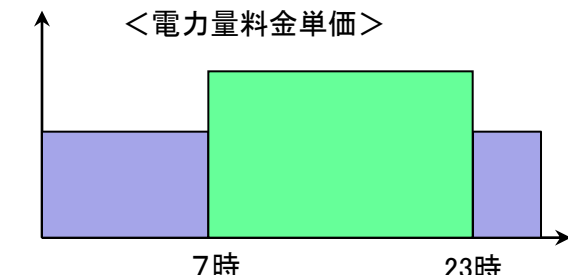
- 夜間時間帯の料金

- … 選択約款の夜間料金(深夜電力、時間帯別電灯等)については、夜間時間帯の供給コストをもとに設定



規制部門(低圧需要)の料金は、料金算定規則に基づき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定

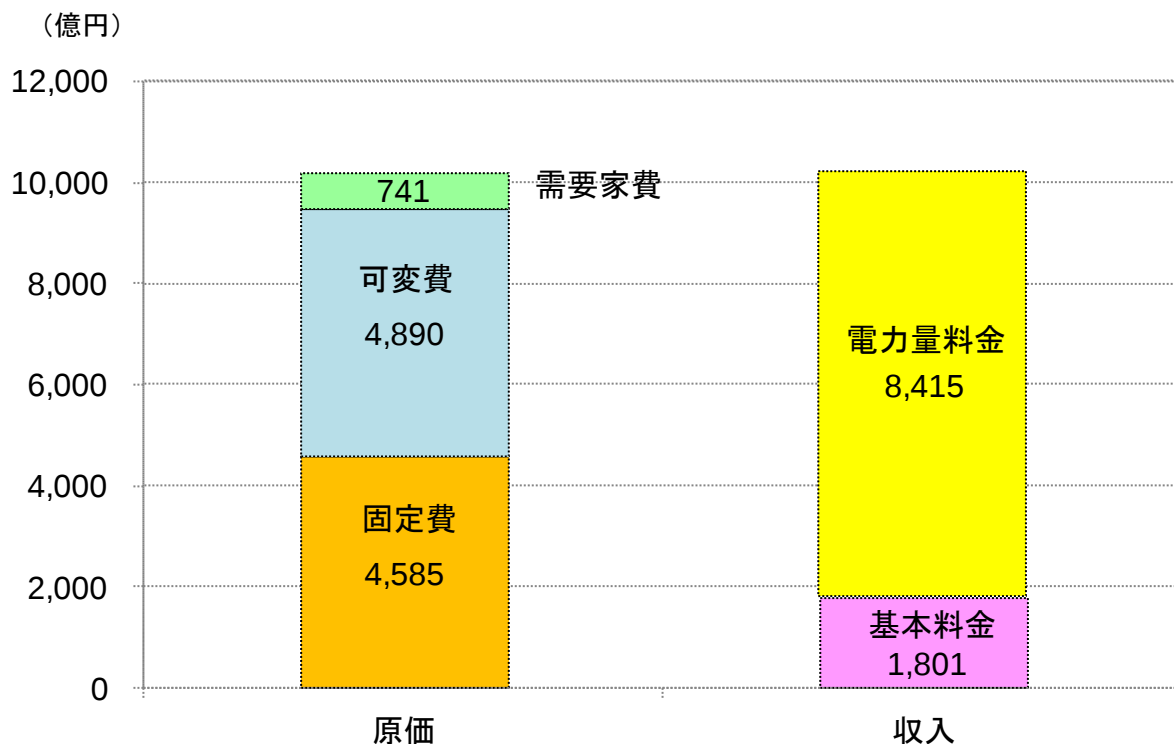
	概 要	料金イメージ
定額料金制	・毎月の料金額は使用電力量によらず一定 ・使用形態がほぼ等しく、計器をつけて計量することが経済的でない小規模のお客さまに適用 (定額電灯、公衆街路灯A 等)	
最低料金制	・使用電力量に電力量料金単価を乗じて料金額を決定 ・使用量が0の場合、料金も0となり、供給コストをまかなうことができないため、電力使用量が一定以下の場合にお支払いいただく最低額を設定 (従量電灯A 等)	
基本料金制 (二部料金制)	・契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)に比例する固定的な基本料金および使用電力量(kWh)に比例する電力量料金の2要素で料金を決定 (従量電灯B・C、低圧電力 等)	

	概 要	料金イメージ
3段階料金制	・原価の上昇傾向を背景とし、高福祉社会の実現・省エネルギーの観点から - 第1段階: 比較的低廉(生活必需) - 第2段階: 平均的 - 第3段階: 割高 ※昭和49年3月の電気事業審議会料金制度部会答申を受けて同年6月より導入 (従量電灯B・C、時間帯別電灯 等)	<電力量料金単価> 
季節別料金制	・電力量料金単価を夏季・その他季別に設定 ・夏季需要の抑制効果を期待して、昭和54年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて昭和55年より導入 (低圧電力、低圧高利用契約 等)	(円/kWh) <電力量料金単価> 
昼夜別料金制	・電力量料金単価を昼夜別に設定 ・夜間は夜間時間の供給コストを反映した料金、昼間は割高な料金を適用 (時間帯別電灯、3時間帯別電灯 等)	(円/kWh) <電力量料金単価> 

2-4. 基本料金と電力量料金の基本的考え方

- 基本料金制(二部料金制)は、契約電力(kW)等に比例する固定的な基本料金と使用電力量(kWh)に比例する電力量料金の2要素で構成されます。
- 固定費および需要家費は、使用電力量の多寡に関わらず発生する費用という性質上、基本料金でご負担いただくことが原則と考えられますが、使用電力量の少ないお客さまの負担感等を考慮して、従来より、基本料金だけでなく電力量料金でもご負担いただいております。
- 今回の電気料金の値上げ申請においては、主として燃料費をはじめとする可変費の増加を理由とするものであることから、基本料金は維持したうえで、電力量料金を値上げする内容としております。

<規制部門の原価および想定料金収入内訳（平成26～28年度3か年平均 10,216億円）>



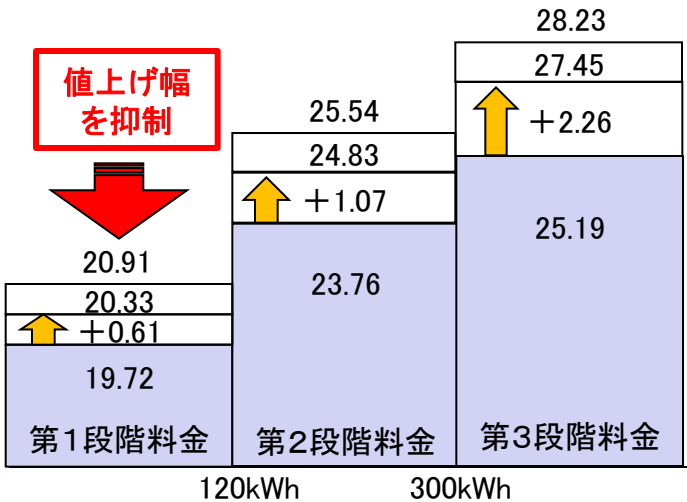
2-5. 3段階料金制①(3段階料金格差の考え方)

- 生活必需的な消費量に相当する第1段階の電気の使用への影響を軽減する観点から、第1段階の値上げ幅を抑制しております。
- また、省エネルギー推進という観点から、第2段階と第3段階の料金格差を拡大しております。

<第2段階料金を1とした場合の第1段階料金および第3段階料金の比率>

	現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
第1段階 (1~120kWh)	0.83 (19.72円)	0.82 (20.33円)	0.82 (20.91円)
第2段階 (121~300kWh)	1.00 (23.76円)	1.00 (24.83円)	1.00 (25.54円)
第3段階 (301kWh~)	1.06 (25.19円)	1.11 (27.45円)	1.11 (28.23円)

申請料金(消費税率8%)
申請料金(消費税率5%)
現行料金(消費税率5%)



※現行料金には、平成25年6~8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

改定年	S49	S51	S55	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	現行 料金	今回申請 (単位: 円/kWh)	
														(消費税率 5%)	(消費税率 8%)
第1段階	12.00	14.25	20.34	16.94	16.59	16.08	15.97	15.63	15.18	14.80	16.01	17.05	19.72	20.33	20.91
第2段階	15.40	18.95	27.54	23.03	22.54	21.73	21.59	20.84	19.98	18.98	20.08	21.09	23.76	24.83	25.54
第3段階	16.82	21.45	32.54	26.13	24.79	23.90	23.74	22.92	21.78	20.42	21.51	22.52	25.19	27.45	28.23
1・2段階格差	0.78	0.75	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.75	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.82	0.82
2・3段階格差	1.09	1.13	1.18	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.07	1.06	1.11	1.11

※S49~H17は税抜単価、H18~H20は税込単価(消費税率5%)。
※S49~H20は燃料費調整単価を除く。現行料金は平成25年6~8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

2-5. 3段階料金制②(第1段階適用電力量・120kWhの根拠)

＜電気事業分科会第2次報告(平成21年8月)＞

- 現状においても第1段階のみが適用されている需要家が一定程度存在しており、また電気の必需財としての性質を考えると、引き続き、ナショナルミニマムの考え方に基づき第1・2段階区分を維持し、生活必需的な電力使用量に相当する部分については低廉な料金を適用することが適当である。
- また、その区分値については、その性質から引き続き各社共通とし、具体的な値としては、上述の検証結果を勘案すれば、引き続き、現行の120kWh/月は合理的であると判断できる。

＜主要な家庭用電気機器の世帯普及率と使用電力量の推計値＞

(参考)平成21年全国消費実態調査

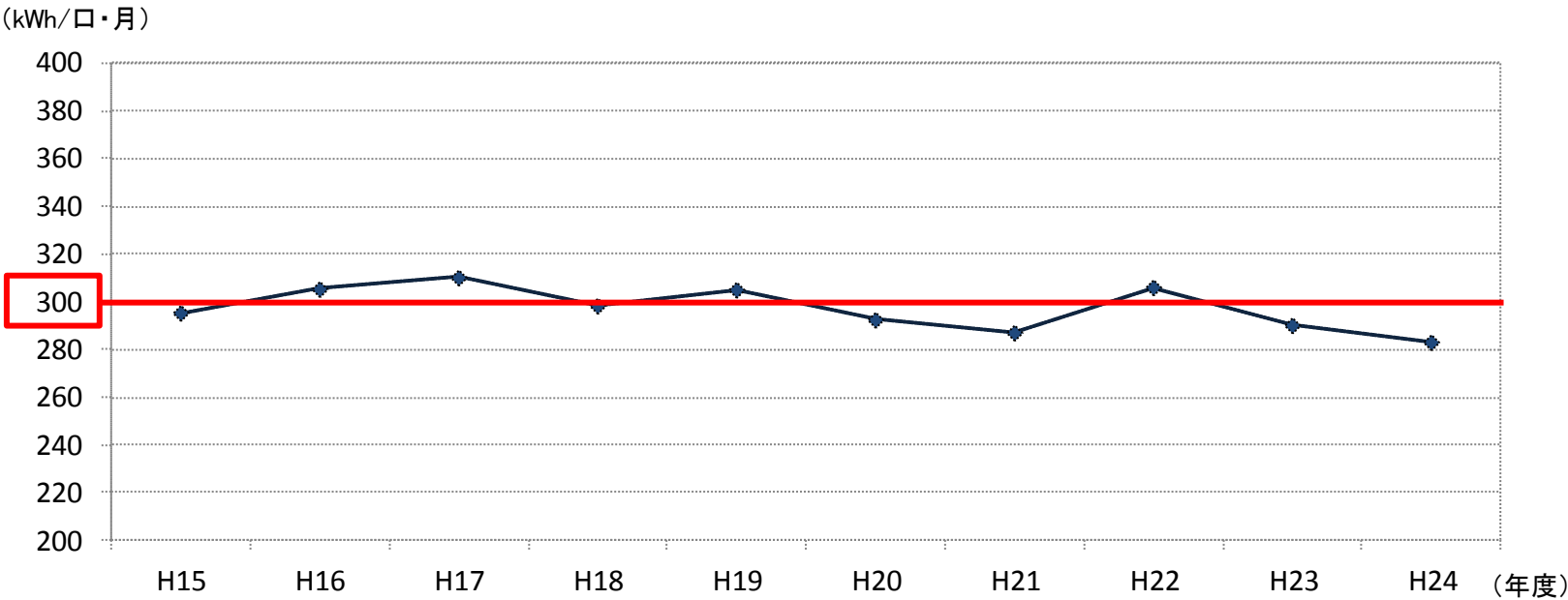
品目	世帯普及率(%)	平均使用電力量(kWh/月)
照明	—	25
電気冷蔵庫	98	44
電気洗濯機	96	3
カラーテレビ	96	8
電気掃除機	97	3
炊飯器	81	5
ルームエアコン	82	19
電子レンジ	94	5
パソコン	62	5
こたつ	72	14
普及率80%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		112
普及率60%程度以上の機器の平均使用電力量の合計		131

世帯普及率(%)
—
98
98
71
97
80
83
95
67
—

(出典)世帯普及率:総務省「平成16年全国消費実態調査」
使用電力量:省エネセンター「省エネ性能カタログ」または各社カタログより、(電気事業分科会)事務局試算

- 従量電灯Bの1口あたりの平均使用電力量に基づき、第2段階・第3段階区分値(300kWh/口・月)を設定しております。

＜従量電灯Bの1口あたりの平均使用電力量推移＞



(単位：kWh/口・月)

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
295.4	305.4	310.2	298.4	305.1	292.5	287.1	306.1	290.2	283.1

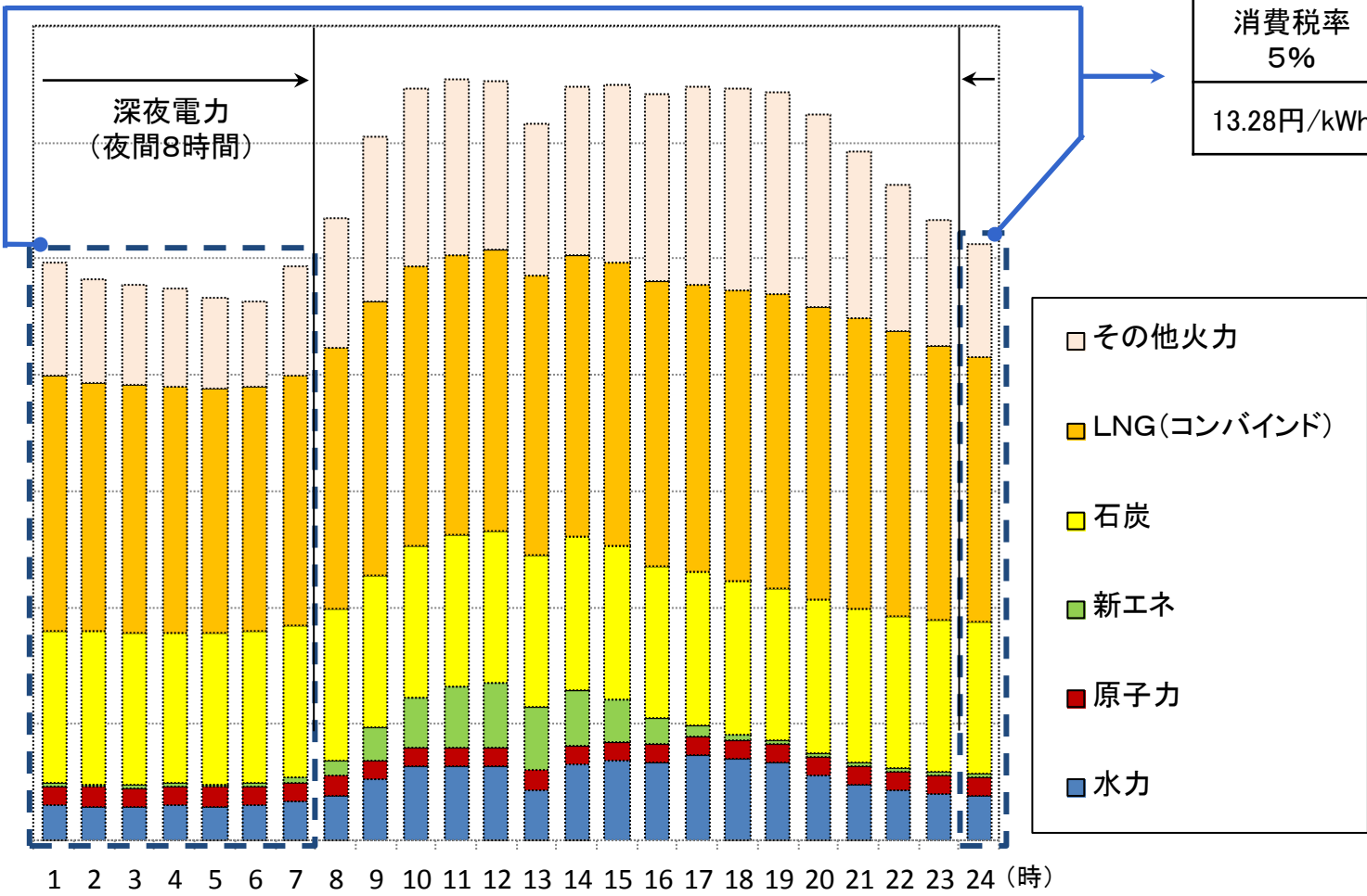
＜電気事業分科会第2次報告(平成21年8月)＞

- 第2・3段階区分については、総括原価主義の枠内で低廉な料金が適用されるナショナルミニマム部分に対応する必要がある点や、電気料金の価格差による省エネルギー効果は一定程度認められると考えられる点などに加え、需要家に対する影響等も勘案すれば、引き続き、第2・3段階区分を維持し、平均を超える使用量については相対的に高い料金を適用することが適当である。

2-6. 夜間時間帯の料金単価の設定方法

- 夜間時間(午後11時から翌日の午前7時)に限り電気温水器等をご使用いただくお客さまにご加入いただいている低圧深夜電力Bの電力量料金単価は、夜間時間帯の供給コストをもとに設定しております。

<電源種別別電力量>
(発電電力量)



2-7. 主な契約種別の料金単価①

<従量電灯B・C>

(単位:円/月、円/kWh)

		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	対現行	申請料金 (消費税率8%)	対現行
基本 料金	10A(1kVA) あたり	273.00	273.00	0.00	280.80	7.80
電力量 料金	～120kWh	19.72	20.33	0.61	20.91	1.19
	121kWh ～300kWh	23.76	24.83	1.07	25.54	1.78
	301kWh～	25.19	27.45	2.26	28.23	3.04

<時間帯別電灯>

(単位:円/月、円/kWh)

			現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	対現行	届出予定料金 (消費税率8%)	対現行
基本 料金	6kVAまで		1,260.00	1,260.00	0.00	1,296.00	36.00
	契約容量 が6kVAを こえる場合	10kVAまで	1,890.00	1,890.00	0.00	1,944.00	54.00
		上記をこえる 1kVAごとに	273.00	273.00	0.00	280.80	7.80
電力量 料金	昼 間 時 間	～90kWh	23.37	23.67	0.30	24.34	0.97
		91kWh～230kWh	28.22	28.90	0.68	29.72	1.50
		231kWh～	30.00	31.93	1.93	32.84	2.84
	夜間時間		12.00	13.28	1.28	13.66	1.66

※消費税等相当額を含む

※現行料金には、平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

2-7. 主な契約種別の料金単価②

<3時間帯別電灯>

(単位:円/月、円/kWh)

			現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	対現行	届出予定料金 (消費税率8%)	対現行
基本 料金	6kVAまで		1,470.00	1,470.00	0.00	1,512.00	42.00
	契約容量 が6kVAを こえる場合	10kVAまで	2,100.00	2,100.00	0.00	2,160.00	60.00
		上記をこえる 1kVAごとに	273.00	273.00	0.00	280.80	7.80
電力量 料金	昼間時間		34.10	35.06	0.96	36.06	1.96
	軽負荷時間		23.90	25.04	1.14	25.76	1.86
	夜間時間		12.00	13.28	1.28	13.66	1.66

<低圧電力>

(単位:円/月、円/kWh)

		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	対現行	申請料金 (消費税率8%)	対現行
基本 料金	1kWにつき	1,092.00	1,092.00	0.00	1,123.20	31.20
電力量 料金	夏季	14.94	16.59	1.65	17.06	2.12
	その他季	13.83	15.08	1.25	15.51	1.68

※消費税等相当額を含む
※現行料金には、平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

2-8. 料金収入の想定①(従量電灯A・B)

● 料金収入 = 基本料金 + 電力量料金 - 口座振替初回引落とし割引額

○ 基本料金

従量電灯A 延口数 × 約款単価

従量電灯B 延アンペア数 × 約款単価

※実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引などにより、理論値(上記算定式)どおりとはならないため、至近5か年の実績の平均により補正

○ 電力量料金

1段電力量 × 1段約款単価 + 2段電力量 × 2段約款単価 + 3段電力量 × 3段約款単価

【1段電力量、2段電力量、3段電力量】

…段別電力量構成比は、全体の使用電力量の多寡に連動。例えば、3段電力量の比率は、全体の使用電力量が大きいと高まる。そのため、至近5か年の段別電力量構成比と原単位(kWh/口)との回帰分析により想定。また、3時間帯別電灯への契約変更分を別途想定し反映。

(単位: %、kWh/口)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1段	41.43%	36.14%	41.38%	36.42%	41.45%	36.95%
2段	38.16%	36.08%	38.18%	36.24%	38.26%	36.50%
3段	20.41%	27.78%	20.44%	27.34%	20.29%	26.55%
原単位	251.6	292.4	252.2	289.9	251.8	285.4

2-8. 料金収入の想定②(3時間帯別電灯)

$$\bullet \text{ 料金収入} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} - \text{夜間蓄熱式機器割引額} - \text{全電化住宅割引額} - \text{口座振替初回引落とし割引額}$$

○ 基本料金

延口数(6kVA以下) × 約款単価(6kVA以下1契約につき) + 延口数(6kVA超過) × 約款単価(6kVA超過1契約につき) + 10kVA超過の場合の延超過kVA × 約款単価(10kVA超過1kVAにつき)

※実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引などにより、理論値(上記算定式)どおりとはならないため、至近5か年の実績の平均により補正

○ 電力量料金

昼間時間電力量 × 昼間時間約款単価 + 軽負荷時間電力量 × 軽負荷時間約款単価 + 夜間時間電力量 × 夜間時間約款単価

○ 夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額 + 5時間通電機器割引額

○ 全電化住宅割引額

(基本料金 + 電力量料金 - 夜間蓄熱式機器割引額) × 5%

【時間帯別電力量】

…至近5か年の時間帯別電力量構成比実績の平均により配分。また、従量電灯からの契約変更分を別途想定し反映。

(単位: %)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
昼間時間	11.88%	9.82%	12.29%	10.27%	12.62%	10.66%
軽負荷時間	39.86%	39.43%	40.56%	40.02%	41.11%	40.52%
夜間時間	48.26%	50.75%	47.15%	49.71%	46.27%	48.82%

2-8. 料金収入の想定③(低圧電力)

● 料金収入 = 基本料金 + 電力量料金 - 低圧蓄熱調整契約分割引額

○ 基本料金

延契約電力 × 約款単価

※実際の基本料金収入額は、検針期間中の新規契約・契約廃止による日割計算や、停電にともなう料金割引、力率に応じた割引・割増などにより、理論値(上記算定式)どおりとはならないため、至近5か年の実績の平均により補正

○ 電力量料金

夏季電力量 × 夏季約款単価 + その他季電力量 × その他季約款単価

【季節別電力量】

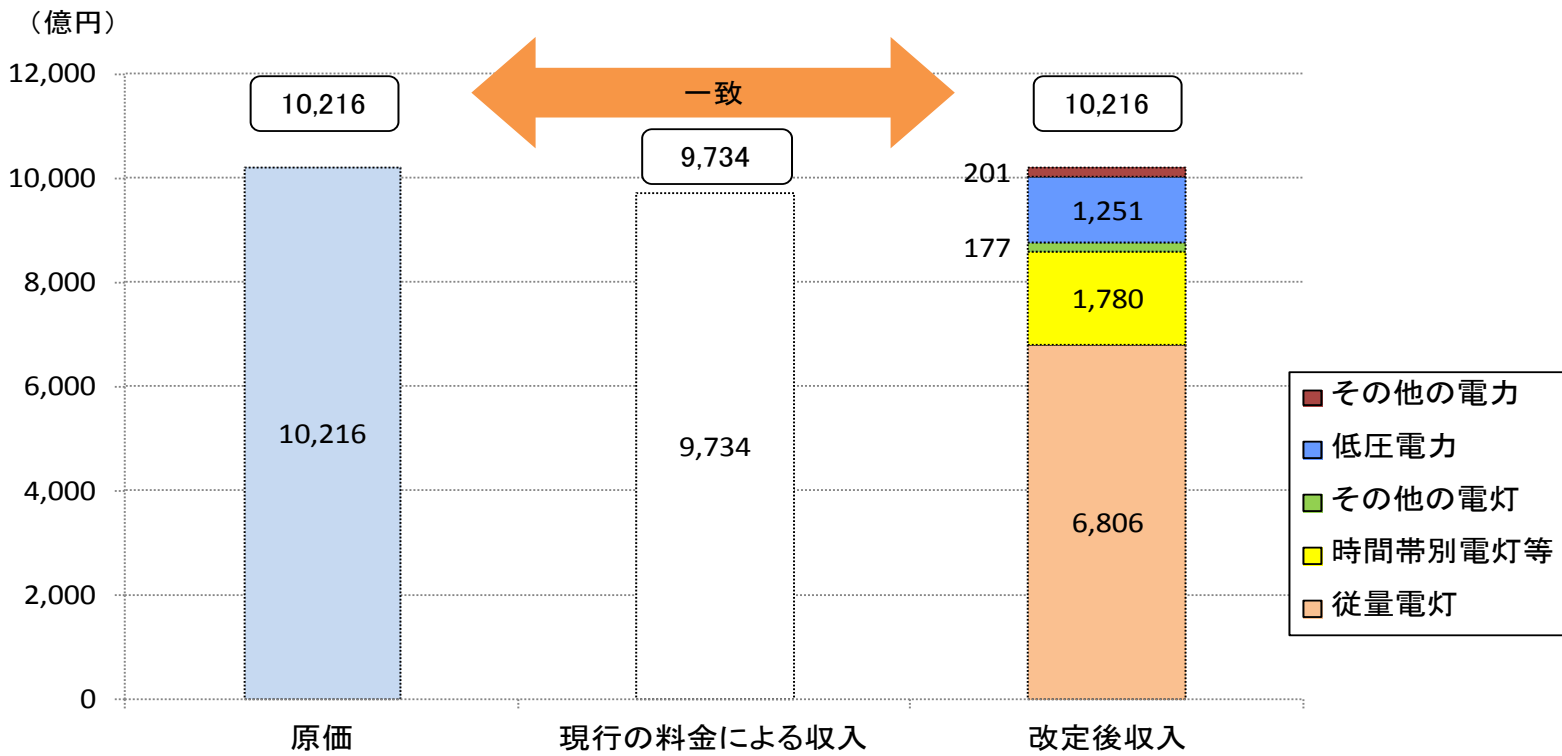
…至近5か年の夏季電力量・その他季電力量構成比実績の平均により配分。

(単位: %)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
夏 季	52.09%	10.36%	52.09%	10.36%	52.09%	10.36%
その他季	47.91%	89.64%	47.91%	89.64%	47.91%	89.64%

2-9. 規制部門の原価と想定料金収入の関係

- 規制部門(低圧需要)の料金は、経済産業省令(一般電気事業供給約款料金算定規則)に基づき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するように設定しております。



販売電力量: 407億kWh

今回 (H26~H28年度3か年平均)

※端数処理の関係で、合計が一致しない
※「時間帯別電灯等」は、時間帯別電灯、3時間帯別電灯、低圧高利用契約およびピークシフト電灯の合計値
※「その他の電灯」は、定額電灯、公衆街路灯、臨時電灯、農事用電灯および沸増型電気温水器契約の合計値
※「低圧電力」は、低圧電力および低圧季節別時間帯別電力の合計値
※「その他の電力」は、深夜電力、臨時電力、農事用電力および融雪用電力の合計値

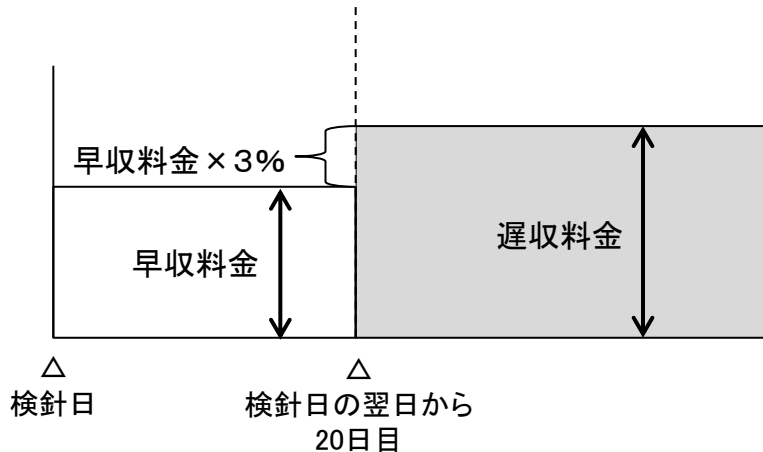
2-10. 料金のお支払い制度の変更

- お客さまからのご意見、ご要望を踏まえ、これまでの「早遅収料金制度」を廃止し、「延滞利息制度」を導入することといたします。
- 今回申請した料金の実施に合わせて、平成26年4月分の電気料金から延滞利息制度を適用させていただく予定です。

現行：早遅収料金制度

- お客さまが料金を早収期限日（検針日の翌日から20日目）までにお支払いいただく場合は早収料金を、早収期限日を経過してお支払いいただく場合は、早収料金に一律3%を加算した料金をいただく制度です。

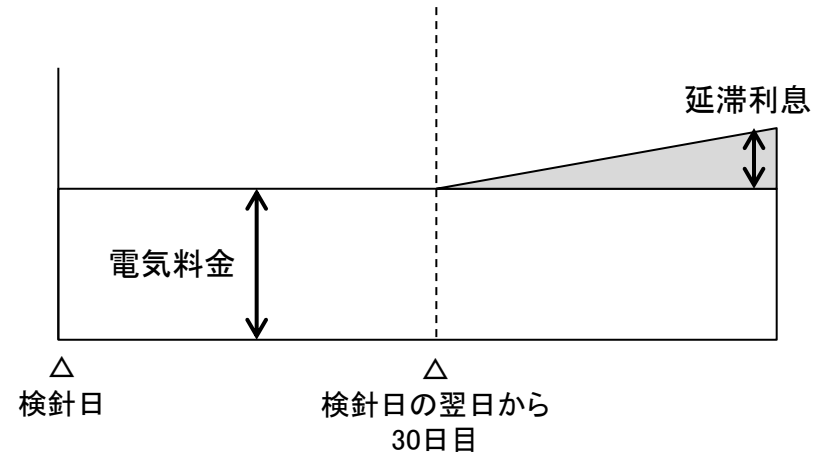
早収期限日



変更後：延滞利息制度

- お客さまが料金を支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただく場合に、その経過の日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。

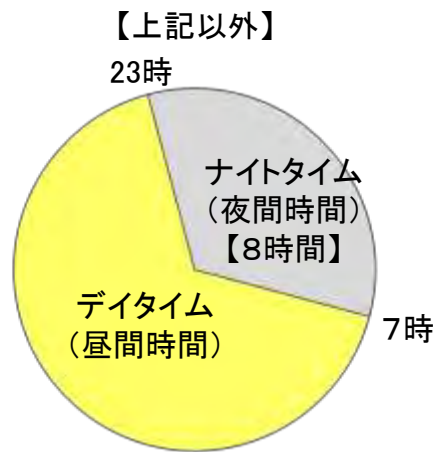
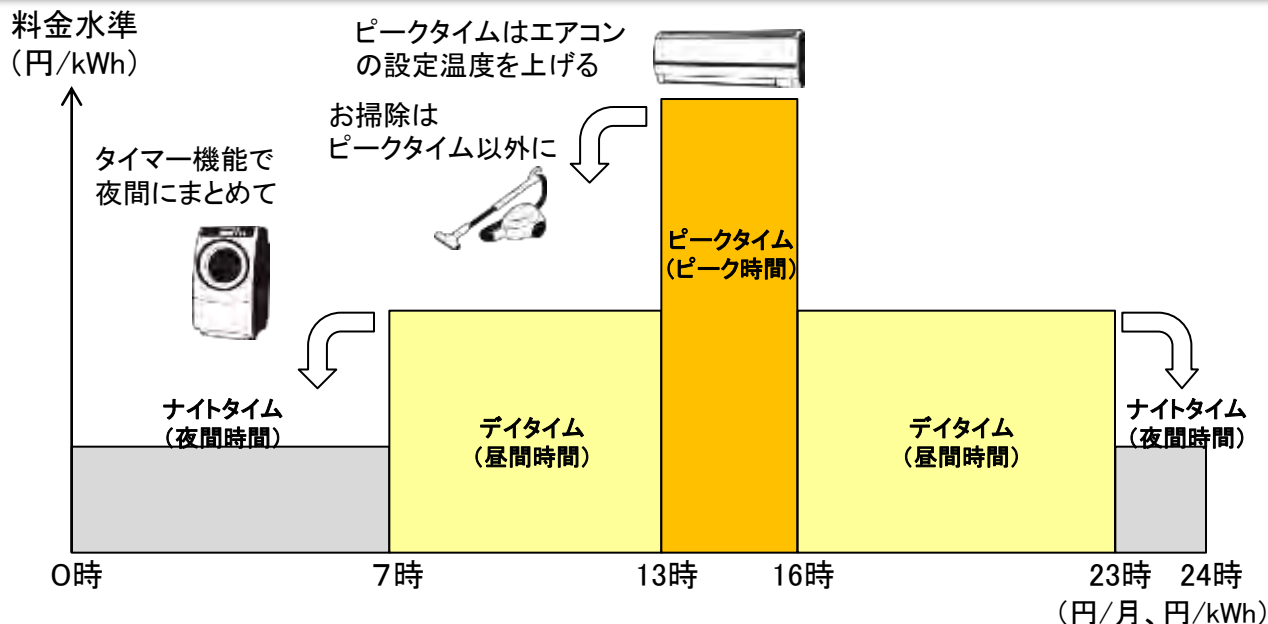
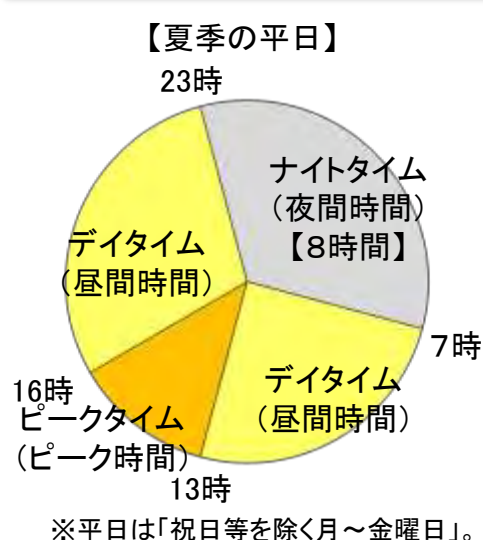
支払期日



※規制部門のお客さまは、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息はいただきません。

2-11. 規制部門の料金(ピークシフト電灯の設定)

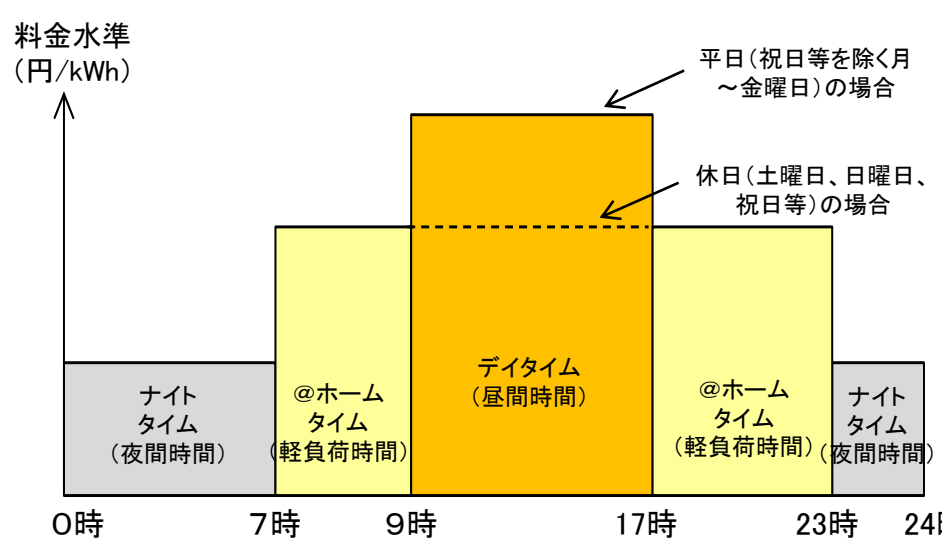
- お客さまにお選びいただけるメニューとして、新たにピークシフト電灯を設定いたします。
- これは、ピークタイム[夏季(7/1～9/30)の平日13～16時]の料金をより高く設定することにより、ピークタイムの節電や、電気のご使用をピークタイムからデイトタイム・ナイトタイムに、またはデイトタイムからナイトタイムに移行していただくことで、電気料金の低減が可能になるメニューです。
- 今回、認可申請した料金の実施に合わせて、当メニューを実施いたします。



				届出予定料金 【消費税率5%】	届出予定料金 【消費税率8%】
基本料金	6kVA以下の場合		1契約につき	1,260.00	1,296.00
	6kVAを こえる 場合	最初の10kVAまで	1契約につき	1,890.00	1,944.00
		上記をこえる1kVAにつき		273.00	280.80
電力量料金	ピークタイム(ピーク時間)			56.62	58.23
	デイトタイム(昼間時間)	～90kWh		23.18	23.85
		91～230kWh		28.31	29.12
		231kWh～		31.28	32.17
	ナイトタイム(夜間時間)			13.28	13.66

【3時間帯別電灯のご加入条件の一部変更について】

- 3時間帯別電灯は、時間帯によって異なる電力量料金単価を設定することにより、割安な時間帯に電気のご使用を移行していただくことで、電気料金の低減が可能になるメニューです。
- 今回、より多くのお客さまにお選びいただけるよう、ご加入条件の一部を変更(「夜間蓄熱型機器等の保有」を廃止)いたします。
- 今回、認可申請した料金の実施に合わせて、当変更を実施いたします。



(円/月、円/kWh)

				現行料金 【消費税率5%】	届出予定料金 【消費税率5%】	届出予定料金 【消費税率8%】
基本料金	6kVA以下の場合		1契約につき	1,470.00	1,470.00	1,512.00
	6kVAをこえる場合	最初の10kVAまで	1契約につき	2,100.00	2,100.00	2,160.00
		上記をこえる1kVAにつき		273.00	273.00	280.80
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)			34.10	35.06	36.06
	@ホームタイム (軽負荷時間)			23.90	25.04	25.76
	ナイトタイム (夜間時間)			12.00	13.28	13.66

※現行料金には、平成25年6~8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む。

【全電化住宅割引・5時間通電機器割引・通電制御型機器割引および第2深夜電力について】

- 全電化住宅割引(3時間帯別電灯)、5時間通電機器割引(3時間帯別電灯・時間帯別電灯)、通電制御型機器割引(3時間帯別電灯・時間帯別電灯・低圧深夜電力B・沸増型電気温水器契約)および第2深夜電力の新規ご加入を停止いたします。
(既にご加入済みのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます。)
- 新規ご加入の停止は、お客さまへの十分な周知期間を設けるため、以下のとおりといたします。
 - 全電化住宅割引 : 平成28年3月31日をもちましてご加入停止とさせていただきます。
 - 5時間通電機器割引・通電制御型機器割引および第2深夜電力 : 平成27年3月31日をもちましてご加入停止とさせていただきます。

2-13. ご加入条件の見直しおよび新たな料金メニュー設定にともなう契約変更の影響

- 「3時間帯別電灯のご加入条件の見直し(夜間蓄熱型機器等の保有要件の廃止)」および「ピークシフト電灯の新規設定」にともない、従量電灯などから3時間帯別電灯およびピークシフト電灯への契約変更が見込まれるため、当該影響を織り込んで収入を想定しております。
- 具体的には、現契約と仮に3時間帯別電灯またはピークシフト電灯へ契約変更した場合の料金を比較し、年間10%以上のメリットがあれば契約変更がされるものとして契約変更口数を想定しております。

<3時間帯別電灯のご加入条件の見直しおよびピークシフト電灯の新規設定にともなう契約変更分口数内訳(累計)>

(単位:千口)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
従量電灯B	▲21	▲42	▲63
従量電灯C	▲22	▲43	▲65
合計	▲42	▲85	▲127

契約変更

(単位:千口)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3時間帯別電灯	+41	+82	+123
ピークシフト電灯	+2	+3	+5
合計	+42	+85	+127

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

【定額電灯】

○適用範囲: 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400VA以下であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
需要家料金		1契約につき	52.50	52.50	54.00
電灯料金	10Wまで	1灯につき	81.98	86.63	89.10
	10Wをこえ20Wまで	1灯につき	126.15	135.45	139.32
	20Wをこえ40Wまで	1灯につき	214.50	233.10	239.76
	40Wをこえ60Wまで	1灯につき	302.86	330.75	340.20
	60Wをこえ100Wまで	1灯につき	479.56	526.05	541.08
	100Wをこえる場合100Wまでごとに	1灯につき	479.56	526.05	541.08
小型機器 料金	50VAまで	1機器につき	212.62	226.28	232.74
	50VAをこえ100VAまで	1機器につき	347.53	374.85	385.56
	100VAをこえる場合100VAまでごとに	1機器につき	347.53	374.85	385.56

※「10Wまで」については、電気事業法第21条ただし書きに基づき、供給約款等以外の供給条件として申請予定

- ・電灯: 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器
- ・小型機器: 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器(ただし、電灯と併用できないものは除く)
- ・動力: 電灯および小型機器以外の電気機器

(参考) 料金メニューの概要(供給約款②)

【従量電灯A】

○適用範囲: 電灯または小型機器を使用する需要で、最大電流が5A以下であり、かつ、定額電灯を適用できないお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
最低料金	最初の8kWhまで	1契約につき	243.96	247.80	254.88
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき		19.72	20.33	20.91

【従量電灯B】

○適用範囲: 電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10A以上であり、かつ、60A以下であるお客さま
 なお、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金	10A	1契約につき	273.00	273.00	280.80
	15A	1契約につき	409.50	409.50	421.20
	20A	1契約につき	546.00	546.00	561.60
	30A	1契約につき	819.00	819.00	842.40
	40A	1契約につき	1,092.00	1,092.00	1,123.20
	50A	1契約につき	1,365.00	1,365.00	1,404.00
	60A	1契約につき	1,638.00	1,638.00	1,684.80
電力量料金	～120kWh	1kWhにつき	19.72	20.33	20.91
	121kWh～300kWh	1kWhにつき	23.76	24.83	25.54
	301kWh～	1kWhにつき	25.19	27.45	28.23
最低月額料金		1契約につき	222.60	247.80	254.88

【従量電灯C】

○適用範囲: 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であるお客さま
なお、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金		1kVAにつき	273.00	273.00	280.80
電力量料金	～120kWh	1kWhにつき	19.72	20.33	20.91
	121kWh～300kWh	1kWhにつき	23.76	24.83	25.54
	301kWh～	1kWhにつき	25.19	27.45	28.23

【低圧電力】

○適用範囲: 動力を使用する需要で、契約電力が原則として50kW未満であるお客さま
なお、従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金		1kWにつき	1,092.00	1,092.00	1,123.20
電力量料金	夏季(7月～9月)	1kWhにつき	14.94	16.59	17.06
	その他季(10月～翌年6月)	1kWhにつき	13.83	15.08	15.51

【公衆街路灯】

○適用範囲: 公衆のために設置された電灯または小型機器を使用するお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

<公衆街路灯A(総容量が1kVA未満)>

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
需要家料金		1契約につき	47.25	47.25	48.60
電灯料金	10Wまで	1灯につき	76.21	80.85	83.16
	10Wをこえ20Wまで	1灯につき	117.75	127.05	130.68
	20Wをこえ40Wまで	1灯につき	200.85	219.45	225.72
	40Wをこえ60Wまで	1灯につき	283.96	311.85	320.76
	60Wをこえ100Wまで	1灯につき	450.16	496.65	510.84
	100Wをこえる場合100Wまでごとに	1灯につき	450.16	496.65	510.84
小型機器 料金	50VAまで	1機器につき	194.77	208.43	214.38
	50VAをこえ100VAまで	1機器につき	319.18	346.50	356.40
	100VAをこえる場合100VAまでごとに	1機器につき	319.18	346.50	356.40

※「10Wまで」については、電気事業法第21条ただし書きに基づき、供給約款等以外の供給条件として申請予定

<公衆街路灯B(総容量が1kVA以上、かつ、原則として50kVA未満)>

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金	1kVAにつき	246.75	246.75	253.80
電力量料金	1kWhにつき	18.17	19.38	19.94
最低月額料金	1契約につき	200.55	232.05	238.68

(参考) 料金メニューの概要(供給約款⑤)

59

【臨時電灯】

○適用範囲: 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満のお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

<臨時電灯A(総容量が3kVA以下)>

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
総容量が50VAまで	1契約1日につき	7.22	7.81	8.04
総容量が50VAをこえ100VAまで	1契約1日につき	14.44	15.62	16.07
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1契約1日につき	14.44	15.62	16.07
総容量が500VAをこえ1kVAまで	1契約1日につき	144.29	156.24	160.70
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	1契約1日につき	144.29	156.24	160.70

<臨時電灯B(契約電流が40A以上、かつ、60A以下)>

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金	10Aにつき	299.25	299.25	307.80
電力量料金	1kWhにつき	27.45	30.19	31.05

<臨時電灯C(契約容量が6kVA以上、かつ、原則として50kVA未満)>

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金	1kVAにつき	299.25	299.25	307.80
電力量料金	1kWhにつき	27.45	30.19	31.05

【臨時電力】

○適用範囲:動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50kW未満であるお客さま

○料金単価:現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

<定額制供給の場合(契約電力が5kW以下)>

(単位:円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
契約電力1kW1日につき		216.07	230.24	236.82

<従量制供給の場合(契約電力が5kWをこえる)>

(単位:円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金		1kWにつき	低圧電力の該当料金の20%割増し		
電力量料金	夏季(7月～9月)	1kWhにつき			
	その他季(10月～翌年6月)	1kWhにつき			

【農事用電力A】

○適用範囲:農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50kW未満であるお客さま

○料金単価:現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位:円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金		1kWにつき	525.00	525.00	540.00
電力量料金	夏季(7月～9月)	1kWhにつき	10.46	12.01	12.36
	その他季(10月～翌年6月)	1kWhにつき	9.76	10.92	11.23

【農事用電力B】

○適用範囲:農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50kW未満であるお客さま

○料金単価:現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

＜定額制供給の場合(契約電力が5kW以下)＞

(単位:円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
契約電力1kWにつき	最初の30日まで	5,925.30	6,457.50	6,642.00
	30日をこえる1日につき	197.51	215.25	221.40

＜従量制供給の場合(契約電力が5kWをこえる)＞

(単位:円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率5%)	申請料金 (消費税率8%)
基本料金		1kWにつき	低圧電力の該当料金の10%割増し		
電力量料金	夏季(7月～9月)	1kWhにつき			
	その他季(10月～翌年6月)	1kWhにつき			

(参考) 料金メニューの概要(選択約款①)

【時間帯別電灯】

- 適用範囲: 供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま
- 料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位				現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	6kVA以下の場合		1契約につき	1,260.00	1,260.00	1,296.00
	6kVAを こえる 場合	最初の10kVAまで	1契約につき	1,890.00	1,890.00	1,944.00
		上記をこえる1kVAにつき		273.00	273.00	280.80
電力量 料金	昼間時間 〔午前7時 ～ 午後11時〕	～90kWh	1kWhにつき	23.37	23.67	24.34
		91kWh～230kWh	1kWhにつき	28.22	28.90	29.72
		231kWh～	1kWhにつき	30.00	31.93	32.84
	夜間時間(昼間時間以外)		1kWhにつき	12.00	13.28	13.66
5時間通電機器割引額			1kVAにつき	231.00	168.00	172.80
通電制御型蓄熱式機器割引額			1kVAにつき	178.50	147.00	151.20
最低月額料金			1契約につき	315.00	340.20	349.92

※5時間通電機器割引および通電制御型蓄熱式機器割引については、平成27年3月31日をもって新規加入停止

【3時間帯別電灯】

○適用範囲:供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能なお客さま

※申請料金の実施日以降、加入条件であった「夜間蓄熱式機器等の保有要件」を廃止

○料金単価:現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位:円)

区分および単位				現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	6kVA以下の場合		1契約につき	1,470.00	1,470.00	1,512.00
	6kVAを こえる 場合	最初の10kVAまで	1契約につき	2,100.00	2,100.00	2,160.00
		上記をこえる1kVAにつき		273.00	273.00	280.80
電力量 料金	昼間時間(平日の午前9時～午後5時)		1kWhにつき	34.10	35.06	36.06
	軽負荷時間(昼間時間を除く午前7時～午後11時)		1kWhにつき	23.90	25.04	25.76
	夜間時間 (昼間時間および軽負荷時間以外)		1kWhにつき	12.00	13.28	13.66
5時間通電機器割引額			1kVAにつき	231.00	168.00	172.80
通電制御型蓄熱式機器割引額			1kVAにつき	178.50	147.00	151.20
全電化住宅割引額			1契約	基本料金と電力量料金(燃料費調整額を除く)の合計から上記割引を差し引いた額の5%を割引		
最低月額料金			1契約につき	315.00	340.20	349.92

※5時間通電機器割引および通電制御型蓄熱式機器割引については、平成27年3月31日をもって新規加入停止

※全電化住宅割引については、平成28年3月31日をもって新規加入停止

【ピークシフト電灯】

- 適用範囲: 供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、ピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能なお客さま
- 料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位				現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	6kVA以下の場合		1 契約につき	—	1,260.00	1,296.00
	6kVAを こえる 場合	最初の10kVAまで	1 契約につき	—	1,890.00	1,944.00
		上記をこえる1kVAにつき		—	273.00	280.80
電力量 料金	ピーク時間 (7月～9月の平日の午後1時～午後4時)		1kWhにつき	—	56.62	58.23
	昼間時間 〔ピーク時間を 除く午前7時 ～午後11時〕	～90kWh	1kWhにつき	—	23.18	23.85
		91kWh～230kWh	1kWhにつき	—	28.31	29.12
		231kWh～	1kWhにつき	—	31.28	32.17
	夜間時間 (ピーク時間および昼間時間以外)		1kWhにつき	—	13.28	13.66
5時間通電機器割引額			1kVAにつき	—	168.00	172.80
通電制御型蓄熱式機器割引額			1kVAにつき	—	147.00	151.20
最低月額料金			1 契約につき	—	340.20	349.92

※5時間通電機器割引および通電制御型蓄熱式機器割引については、平成27年3月31日をもって新規加入停止

【低圧高利用契約】

○適用範囲: 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用し、原則として契約電力が30kW以上であり、かつ、50kW未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金		1kWにつき	1,307.25	1,307.25	1,344.60
電力量料金	夏季(7月～9月)	1kWhにつき	17.46	19.35	19.90
	その他季(10月～翌年6月)	1kWhにつき	16.12	17.59	18.09

【低圧季節別時間帯別電力】

○適用範囲: 供給約款の低圧電力の適用範囲に該当するお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位				現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	最初の3kWまで		1契約につき	3,465.00	3,465.00	3,564.00
	上記をこえる1kWにつき			1,092.00	1,092.00	1,123.20
電力量 料金	昼間時間 〔午前7時 ～ 午後11時〕	夏季(7月～9月)	1kWhにつき	15.62	17.55	18.05
		その他季(10月～翌年6月)	1kWhにつき	14.44	15.67	16.11
	夜間時間(昼間時間以外)		1kWhにつき	12.00	13.28	13.66

(参考) 料金メニューの概要(選択約款⑤)

【深夜電力】

○適用範囲: 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に限り、動力を使用するお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

<低圧深夜電力A(契約電力が0.5kW)>

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
1契約につき		1,372.54	1,500.45	1,543.32

<低圧深夜電力B(契約電力が50kW未満)>

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	1kWにつき	294.00	294.00	302.40
電力量料金	1kWhにつき	12.00	13.28	13.66
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額		基本料金と電力量料金(燃料費調整額を除く)の合計から		
		15%割引	12%割引	

※通電制御型夜間蓄熱式機器割引については、平成27年3月31日をもって新規加入停止

【第2深夜電力(※平成27年4月1日以降は新規適用を停止)】

○適用範囲: 毎日午前1時から午前6時までの時間に限り、動力を使用し、契約電力が50kW未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	1kWにつき	189.00	189.00	194.40
電力量料金	1kWhにつき	10.83	12.14	12.48

【沸増型電気温水器契約】

○適用範囲: 毎日午後5時から翌日の午前7時までの時間に限り、沸増型電気温水器を使用し、契約容量が50kVA未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金		1kVAにつき	367.50	367.50	378.00
電力量 料金	沸増時間(午後5時～午後11時)	1kWhにつき	23.90	25.04	25.76
	夜間時間(午後11時～翌日の午前7時)	1kWhにつき	12.00	13.28	13.66
夜間時間通電制御型電気温水器割引額		1kVAにつき	178.50	147.00	151.20
最低月額料金		1契約につき	315.00	340.20	349.92

※夜間時間通電制御型電気温水器割引については、平成27年3月31日をもって新規加入停止

【融雪用電力】

○適用範囲: 毎日午前10時から午前12時までおよび午後1時から午後3時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して動力を使用し、契約電力が50kW未満であるお客さま

○料金単価: 現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位: 円)

区分および単位			現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
基本料金	契約使用期間の最初の3月まで	1kWにつき	2,010.75	2,010.75	2,068.20
	3月超過	1kWにつき	561.75	561.75	577.80
電力量料金		1kWhにつき	13.64	14.93	15.36

【低圧蓄熱調整契約】

○適用範囲:供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高利用契約もしくは低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま

○料金単価:現行料金には平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含む

(単位:円)

区分および単位		現行料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
蓄熱割引基準単価	1kWhにつき	6.75	10.79	11.10
小容量氷蓄熱割引基準単価	1kWhにつき	6.56	10.62	10.92
蓄熱ピーク割引単価	1kW・1hにつき	472.50	472.50	486.00

※蓄熱割引額は、下記の算定式により算定

- ・低圧電力または低圧高利用契約の場合 … (夏季料金またはその他季料金 － 蓄熱割引基準単価) × 蓄熱電力量
- ・低圧季節別時間帯別電力の場合 … (昼間時間夏季もしくはその他季料金または夜間時間料金 － 蓄熱割引基準単価) × 蓄熱電力量

※小容量氷蓄熱割引額は、下記の算定式により算定

- ・低圧電力または低圧高利用契約の場合 … (夏季料金またはその他季料金 － 小容量氷蓄熱割引基準単価) × 小容量氷蓄熱電力量
- ・低圧季節別時間帯別電力の場合 … (夜間時間料金 － 小容量氷蓄熱割引基準単価) × 小容量氷蓄熱電力量

※蓄熱ピーク割引額は、下記の算定式により算定

- ・契約調整電力 × 調整時間 × 蓄熱ピーク割引単価

【口座振替初回引落とし割引】

○適用範囲:供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯、3時間帯別電灯、低圧高利用契約もしくはピークシフト電灯により電気の供給を受け、口座振替による料金の支払いを希望されるお客さま

(単位:円)

区分および単位		現行単価 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率5%)	届出予定料金 (消費税率8%)
1契約につき		52.50	52.50	54.00

※初回振替日に前月の料金が引き落とされた場合、当月の料金から割引を実施

(単位: 百万kWh、百万円、%)

		平成20年改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		想定	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
供給約款	電力量	36,155	35,363	▲2.2%	34,179	▲5.5%	35,975	▲0.5%	33,939	▲6.1%	33,090	▲8.5%
	料金収入	819,052	838,684	2.4%	778,628	▲4.9%	801,177	▲2.2%	794,682	▲3.0%	800,776	▲2.2%
【再掲】 従量電灯	電力量	30,054	29,457	▲2.0%	28,595	▲4.9%	30,067	0.0%	28,355	▲5.7%	27,619	▲8.1%
	料金収入	669,955	687,440	2.6%	639,812	▲4.5%	662,286	▲1.1%	655,626	▲2.1%	660,301	▲1.4%
選択約款	電力量	6,867	6,711	▲2.3%	7,260	5.7%	7,967	16.0%	8,283	20.6%	8,517	24.0%
	料金収入	104,056	109,588	5.3%	112,183	7.8%	122,131	17.4%	136,157	30.9%	146,835	41.1%
【再掲】 3時間帯別電灯	電力量	2,736	2,850	4.2%	3,485	27.4%	4,303	57.3%	4,767	74.2%	5,201	90.1%
	料金収入	44,972	49,932	11.0%	57,200	27.2%	69,858	55.3%	82,490	83.4%	93,248	107.3%
規制部門 合計	電力量	43,022	42,074	▲2.2%	41,439	▲3.7%	43,942	2.1%	42,222	▲1.9%	41,607	▲3.3%
	料金収入	923,108	948,272	2.7%	890,811	▲3.5%	923,308	0.0%	930,840	0.8%	947,612	2.7%

※1 端数処理の関係で、合計が合わない場合がある

※2 増減率は、平成20年改定との対比である

2-14. お客様へのご説明について(規制部門)

- ご家庭など規制部門のお客様につきましては、値上げを申請するに至った背景、経営効率化の取り組み、値上げ申請の内容等を当社ホームページにてお知らせする他、検針時におけるチラシの配布等により、幅広くお知らせしてまいります。
- また、お客様訪問時等、あらゆる機会を通じてお客様へ丁寧にご説明してまいります。
- さらに、各種団体の皆さまへの丁寧にご説明に努めてまいります。

ご家庭などのお客様	● 検針時に配布させていただくチラシや検針票の裏面等により、お客様へ幅広くお知らせしてまいります。 ● 当社ホームページにおいて、詳細かつタイムリーな情報提供を行うとともに、お客様ご自身で値上げ影響額を試算することができるツールやご契約メニューを変更した場合の電気料金を比較することができるツール、節電・省エネ方法とその効果の目安を確認することができるツールをご紹介します。
各種団体さま	● 自治体さま・消費者団体さまなどの各種団体さまへの訪問等により、丁寧にご説明を実施してまいります。
お問い合わせへの対応	● 値上げ申請に関するご意見・ご要望等の専用窓口(電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル)を設置し、お問い合わせに対して丁寧にお応えしてまいります。

- 自由化部門の全てのお客さまにつきまして、値上げをお願いするに至った背景、経営効率化の取り組み、値上げの内容、値上げによる影響額等をご説明してまいります。
- なお、お客さまとの契約更改にあたっては、値上げのお願いについての文書の郵送や電話、訪問等を通じてお客さまのご意向を確認させていただく等、丁寧な対応を心がけ、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

契約電力500kW未満のお客さま	● 値上げのお願いについての文書を郵送にてお届けのうえ、電話や訪問等を通じて、値上げをお願いするに至った背景、経営効率化の取り組み、料金値上げの内容、料金値上げによる影響額等をご説明のうえ、契約の更改をお願いしてまいります。 ● 「電気料金値上げに関する高圧お客さま専用ダイヤル」を設置し、丁寧にお応えしてまいります。
契約電力500kW以上のお客さま	● 全てのお客さまを訪問し、値上げをお願いするに至った背景、経営効率化の取り組み、値上げの内容、値上げによる影響額等をご説明のうえ、契約の更改をお願いしてまいります。
共 通	● 当社ホームページにおいて、詳細かつタイムリーな情報提供を行うとともに、「電気料金照会サービス」や「料金プラン試算サービス」等、お客さまのお役に立つツールのご提供や、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネ方法をご紹介します。

- ## ◆電気料金に関するお役立ちツールのご紹介

- (例)ご契約メニュー比較シミュレーション

試算書作成
結果はここへ送る

電機設備調査サービス

- サービス内容について
- プラン（お見積り依頼時にお知らせ）
- 料金・お支払い方法についてのご案内

料金シミュレーション

電気をいかに活用するか

- 1ヶ月間の電気使用量
- 電気料金

料金表・シミュレーション

ご契約メニュー比較シミュレーション

1年間の電気使用量(想定値)

ご入力いただいた月別の使用量から算出した、年間の使用量(想定値)です。

年間ご使用量: 4,066kWh

年間の電気使用量(想定値)を確認する、以下のとおりです。
各月別の使用量は、「電気の設備調査サービス」の料金表裏書き事項に必ずしも一致しません。

月	使用量	単位	月	使用量	単位
1月	450	kWh	7月	340	kWh
2月	384	kWh	8月	330	kWh
3月	360	kWh	9月	310	kWh
4月	360	kWh	10月	280	kWh
5月	280	kWh	11月	310	kWh
6月	360	kWh	12月	420	kWh

合計: 4,066kWh

- (例)省エネ効果シミュレーション

[illegible]

◆お問い合わせ窓口

【中部電力ホームページ】 パソコン・スマートフォンサイト：<http://www.chuden.co.jp/>

【電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル】 0120-922-187

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00（日曜・祝日・12月29日～1月3日はお休みとさせていただきます）

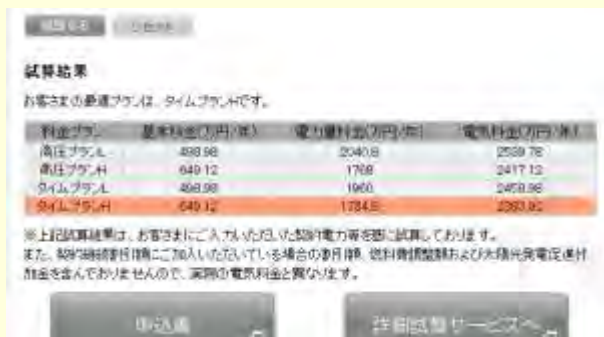
- 当社ホームページにおいて、「電気料金照会サービス」や「料金プラン試算サービス」等、お客さまのお役に立つツールをご提供してまいります。
- また、当社ホームページやリーフレット等において、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネ方法をご紹介します。

◆電気料金に関するお役立ちツールのご紹介

- お客さまの過去の電気料金・ご使用量をご確認いただくことのできる「電気料金照会サービス(※)」をご提供しております。
- ご契約メニューを変更した場合の電気料金をお客さまご自身で比較することができる「料金プラン試算サービス(※)」をご提供しております。

※会員登録が必要となります。(登録無料)

(例)料金プラン試算サービス



試算結果

お客さまの最適プランは、タイムプランです。

料金プラン	基本料金(円/月)	電力量料金(円/度)	電気料金(円/月)
高圧プラン	488.98	2040.8	2529.78
中圧プラン	649.12	1768	2417.12
タイムプラン	488.98	1900	2409.98
タイムプラン	649.12	1784.3	2333.42

※上記試算結果は、お客さまにご入力いただいた契約電力等を基に試算しております。
また、契約の継続要件に加入していない場合は、従来料金照会および太陽光発電連携料金を含んでおりませんので、実際の電気料金と異なります。

◆節電・省エネに関するお役立ち情報のご紹介

- 業種ごとの具体的な節電・省エネ方法等をご紹介します。

(例)節電方法のご紹介



◆お問い合わせ窓口

【中部電力ホームページ】 パソコン・スマートフォンサイト : <http://www.chuden.co.jp/>

【中部電力ホームページ(法人のお客さま向け:「BizEne[ビジエネ]」)】 : <http://bizene.chuden.jp/>

【中部電力ホームページ(" :「中電きつと倶楽部」)】 : <http://kit.chuden.jp/>

【電気料金値上げに関する高圧お客さま専用ダイヤル】 0120-030-406

受付時間 : 月～金曜日 9:00～18:00 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日はお休みとさせていただきます)

規制部門	ご家庭のお客さま等への周知	検針チラシ	11月検針時	約7百万件
		検針票(裏面)	11月検針時	約8百万件
		請求書(裏面)等	11月分	約2百万件
	お問い合わせへの対応	電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル	申請時～	約3千件
		各営業所等	申請時～	約4百件
自由化部門	契約電力500kW未満のお客さまへの周知	ダイレクトメール送付・電話・訪問等	11月～	約8万件
	契約電力500kW以上のお客さま等への周知	訪問	11月～	約3万件
共通	各種団体さまへの訪問・説明	自治体さま等	申請時～	約880件
		消費者団体さま等	申請時～	約40件
		業界団体さま等	申請時～	約80件
	ホームページによる周知	料金改定専用ページへのアクセス件数	申請時～	約2万件

※申請日以降(10/29～12/18)の集計値